

平成 29 年度 第 3 回介護保険事業運営等協議会・地域包括支援センター運営協議会
・地域密着型サービス等運営委員会

平成 29 年 12 月 1 日(金)午前 10 時
岸和田市役所新館4階第 1 委員会室

次 第

案 件

- (1) 地域密着型介護サービス事業所の指定状況について
- (2) 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について
- (3) その他

地域密着型サービス事業所の新規指定状況一覧(平成29年11月1日現在)

○地域密着型通所介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
株式会社介護NEXT	GENKINEXT岸和田下松	15名	下松町3丁目5－52	岸和田中部地域	平成29年10月1日	平成35年9月30日	

地域密着型サービス事業所の指定状況一覧(平成29年11月1日現在)

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
(社福)寺田萬寿会	定期巡回・随時対応訪問ケア まんじゅ	※	南上町一丁目48番5号	都市中核地域	平成25年4月12日	平成31年4月11日	
(株)ケアネット徳洲会	ケアネット徳洲会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 岸和田	※	磯上町四丁目22-40	岸和田北部地域	平成25年3月1日	平成31年2月28日	

○夜間対応型訪問介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
(社福)寺田萬寿会	ナイトヘルパー 萬寿園	※	尾生町808	岸和田中部地域	平成19年3月1日	平成31年2月28日	

○認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
(株)A・T・Sプランニング	わが家	12名	上野町東29-3	都市中核地域	平成19年7月1日	平成31年6月30日	介護予防の指定なし
(社福)寺田萬寿会	まんじゅ デイサービスセンター	20名	南上町二丁目5-6	都市中核地域	平成19年10月1日	平成31年9月30日	
(社福)緑寿会	デイサービスセンター緑寿荘	10名	流木町668-1	葛城の谷地域	平成12年4月1日	平成32年3月31日	
(社福)寺田萬寿会	特別養護老人ホーム 萬寿園	24名	尾生町808	岸和田中部地域	平成12年4月1日	平成32年3月31日	
(社福)大恵会	デイサービスセンターいなば荘	12名	稲葉町1066	牛滝の谷地域	平成24年4月1日	平成30年3月31日	
(社医)慈薫会	社会医療法人慈薫会認知症対応型通所介護大阪緑ヶ丘	6名	神須屋町662番地の2	葛城の谷地域	平成27年6月1日	平成33年5月31日	

○地域密着型通所介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会	社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会ふれあい朝陽デイサービスセンター	18名	下野町五丁目3番11号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成32年3月31日	
社会福祉法人光生会	ピープルデイサービスセンターさしわだ	15名	尾生町2130番地4	岸和田中部地域	平成28年4月1日	平成32年3月31日	
有限会社サン・エー	通所介護サービスひかり	18名	土生滝町530番地	葛城の谷地域	平成28年4月1日	平成33年5月31日	
株式会社Eight	エイトデイサービス	18名	上松町4番地5	岸和田中部地域	平成28年5月1日	平成34年4月30日	
有限会社チェリーくめだ	チェリーくめだデイサービスセンター	13名	岡山町80番地の3	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成34年11月30日	

地域密着型サービス事業所の指定状況一覧(平成29年11月1日現在)

○地域密着型通所介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
株式会社グリーンマリン	グリースマイル	10名	加守町二丁目6番2号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成30年8月31日	
久米田池庵株式会社	元気でレッツゴー久米田池	18名	岡山町527番地の2	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成31年4月30日	
医療法人大植医院	医療法人大植医院芙蓉メディカルサポート	10名	大町367番地	久米田地域	平成28年4月1日	平成34年2月28日	
株式会社ライフパートナー	リーブルデイサービス岸和田	14名	土生町二丁目29番12号	葛城の谷地域	平成28年4月1日	平成34年3月31日	
株式会社凜花苑	デイサービスセンター凜花苑	10名	下野町一丁目11番23号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成34年10月31日	
有限会社ヘルパーステーション・ハート	デイステーション・ハート	10名	上松町280番地4	岸和田中部地域	平成28年4月1日	平成34年10月31日	
株式会社フラハ	みらいケア喜多	10名	中井町三丁目19番21号	岸和田北部地域	平成28年4月1日	平成34年11月30日	
株式会社さたき	デイサービスセンター青い鳥	15名	西之内町7番21号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成35年3月31日	
特定非営利活動法人クオリティー・オブ・ライフ	中央デイサービス	18名	藤井町二丁目5番34号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成35年8月31日	
株式会社ライフパートナー	アムールデイサービス岸和田	10名	池尻町686番地の7	久米田地域	平成28年4月1日	平成35年9月30日	
株式会社アキコーポレーション	樹楽団らんの家東岸和田	10名	葛城町1250番11	葛城の谷地域	平成28年4月1日	平成35年10月31日	
三宅繊維工業株式会社	デイサービスセンター美	10名	西大路町3番地の1	久米田地域	平成28年4月1日	平成30年2月28日	
株式会社美愛	デイサービスビーバース	10名	春木宮本町8番16号	岸和田北部地域	平成28年4月1日	平成30年4月30日	
株式会社ヤマシタ	デイサービスときわ	15名	上松町1丁目7番1号	岸和田中部地域	平成28年4月1日	平成30年6月30日	
阪南医療生活協同組合	阪南医療生協デイサービス「ひなた」	10名	大町四丁目1番地10号	久米田地域	平成28年4月1日	平成30年6月30日	
社会福祉法人やまだい福祉会	デイサービスやまだいふれあいの家	10名	田治米町425番地1	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成30年7月31日	
株式会社そうせい介護支援事業所	そうせいデイ春木	10名	春木本町9番15号	岸和田北部地域	平成28年4月1日	平成30年10月31日	
有限会社ヨシダヘルスケアサービス	デイサービス オレンジ	10名	岡山町452-1	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成30年10月31日	
有限会社妙薫	すいめい介護支援センター	8名	三田町93番地の2	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成32年11月30日	
株式会社SOSO	デイサービス徒然	13名	摩湯町726番地4	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成31年2月28日	
合同会社かつみ	デイサービスひとやすみ	10名	田治米町299番地の7	牛滝の谷地域	平成28年4月1日	平成31年3月31日	
株式会社ライフサポート谷脇	デイサービス 花水木 色彩	18名	南上町二丁目24番13号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成31年3月31日	

地域密着型サービス事業所の指定状況一覧(平成29年11月1日現在)

○地域密着型通所介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
有限会社グッドライフコミュニティ	いずみの森クラブ	14名	宮本町2番14号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成31年4月30日	
株式会社フラハ	デイサービスセンター蔵	10名	宮前町24番5号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成31年6月30日	
有限会社ヘルパーステーション・ハート	運動デイ・ハート	10名	上松町282番地1	岸和田中部地域	平成28年4月1日	平成31年8月31日	
株式会社グリーン介護サービス	デイサービス グリーン	18名	荒木町一丁目8番3号	岸和田北部地域	平成28年4月1日	平成31年9月30日	
ウェルネスネット株式会社	アルケルデイサービス	9名	土生町309番地	葛城の谷地域	平成28年4月1日	平成31年11月30日	
株式会社まほろば	デイサービスセンター春木笑福	10名	春木若松町6番6号	岸和田北部地域	平成28年4月1日	平成32年4月30日	
株式会社結屋	結屋岸和田デイセンター	10名	作才町1181番地	葛城の谷地域	平成28年4月1日	平成32年9月30日	
有限会社結い	デイサービス ゆいの集い	16名	西之内町10番2号	都市中核地域	平成28年4月1日	平成33年2月28日	
有限会社 マエダケアサービス	ソラーレ	10名	別所町1-19-13	都市中核地域	平成28年4月1日	平成33年4月30日	
ライジングサン株式会社	デイサービス花りぼん	18名	宮前町10-14	都市中核地域	平成28年4月1日	平成33年11月30日	
久米田池庵株式会社	元気でレッツゴー	10名	大北町6番5号	都市中核地域	平成28年8月1日	平成34年7月31日	
株式会社ピア	OKハウス	8名	小松里町2065コマツビル105号	久米田地域	平成28年10月1日	平成34年9月30日	
株式会社ピア	OKハウス友	9名	小松里町2064MKビル101号	久米田地域	平成28年10月1日	平成34年9月30日	
フォーユー株式会社	東岸和田リハビリステーションまほろば	7名	作才町1165番地	葛城の谷地域	平成29年4月1日	平成35年3月31日	
株式会社ケアステーションさくら	白ゆりデイサービス岸和田	5名	極楽寺町182-9	葛城の谷地域	平成29年4月1日	平成35年3月31日	
アプリコットマネジメント株式会社	デイサービスセンター和み家	18名	畑町三丁目14番11号	葛城の谷地域	平成29年5月1日	平成35年4月30日	
株式会社さくらい	いろはけんせいデイサービス	10名	沼町22番17号	都市中核地域	平成29年5月1日	平成35年4月30日	
ALLAGI株式会社	デイサービスきたえる一む岸和田下松	10名	下松町一丁目13-7	岸和田中部地域	平成29年7月1日	平成35年6月30日	
特定非営利活動法人よりあい倶楽部	NPOデイサービス あおぞら	15名	磯上町5丁目19番14号	岸和田北部地域	平成29年8月1日	平成35年7月31日	
株式会社一伸	デイサービス 一伸 岸和田	10名	上松町457-1	岸和田中部地域	平成29年9月1日	平成35年8月31日	
株式会社介護センターめぐみ	デイサービスセンターめぐみ	15名	春木本町9番11号	岸和田北部地域	平成29年9月1日	平成35年8月31日	
株式会社介護NEXT	GENKINEXT岸和田下松	15名	下松町3丁目5-52	岸和田中部地域	平成29年10月1日	平成35年9月30日	

地域密着型サービス事業所の指定状況一覧(平成29年11月1日現在)

○小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
(有)マエダケアサービス	マエダケアフラット	12名	別所町一丁目20－28	都市中核地域	平成19年4月1日	平成31年3月31日	(通所6名宿泊2名)
(社福)寺田萬寿会	居宅介護 まんじゅ	25名	南上町一丁目48－5	都市中核地域	平成19年10月1日	平成31年9月30日	(通所15名宿泊5名)
(株)生活支援センター・ひまわり	介護多機能型施設 つばらつばら	18名	大町448－5	久米田地域	平成19年10月1日	平成31年9月30日	(通所12名宿泊4名)
(株)そよかぜ	さくらの苑 内畑	25名	内畑町591	牛滝の谷地域	平成20年1月1日	平成31年12月31日	(通所15名宿泊5名)

○認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
(社福)寺田萬寿会	グループホームまんじゅ	18名	南上町二丁目5－6	都市中核地域	平成19年10月1日	平成31年9月30日	
(社福)高陽会	グループホーム風の里	18名	中井町三丁目2－27	岸和田北部地域	平成19年5月1日	平成31年4月30日	
(社医)慈薫会	グループホーム大阪緑ヶ丘	18名	神須屋町662－2	葛城の谷地域	平成20年6月1日	平成32年5月31日	
(医)利田会	グループホームやすらぎ	9名	尾生町2944	岸和田中部地域	平成21年5月1日	平成33年4月30日	
(株)ライフパートナー	グループホーム アムール岸和田	18名	池尻町686－7	久米田地域	平成23年3月1日	平成35年2月28日	
(社福)大恵会	グループホームいなば	9名	稲葉町1066	牛滝の谷地域	平成20年4月1日	平成32年3月31日	
(医)徳洲会	医療法人徳洲会 グループホーム三田	9名	三田町134	牛滝の谷地域	平成20年6月1日	平成32年5月31日	
(有)清寿会	グループホーム正寿苑	18名	稲葉町2552－2	牛滝の谷地域	平成20年9月1日	平成32年8月31日	

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
(社福)和秀会	岸和田北特別養護老人ホーム	29名	磯上町三丁目3番13号	岸和田北部地域	平成26年4月1日	平成32年3月31日	
(社福)和成会	社会福祉法人和成会ひまわりの郷	29名	小松里町938－2	久米田地域	平成26年4月1日	平成32年3月31日	
(社福)レーベンダルク	特別養護老人ホーム 岸和田天神山荘	29名	流木町337－7	葛城の谷地域	平成27年2月1日	平成33年1月31日	

○看護小規模多機能型居宅介護

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日	備考
株式会社エタニティライフ	エターナル	25名	下野町一丁目12番12号	都市中核地域	平成29年9月1日	平成35年8月31日	(通所15名宿泊5名)

地域密着型サービス事業所の指定状況一覧(平成29年11月1日現在)

○介護予防支援

法人名称	事業所名称	定員	事業所所在地	生活圏域	指定年月日	有効期間満了日
(社福)岸和田市社会福祉協議会	岸和田市地域包括支援センター社協	※	別所町三丁目12-1	都市中核(浜、城内を除く)	平成18年4月1日	平成30年3月31日
(社福)大恵会	岸和田市地域包括支援センターいなば荘北部	※	春木本町9番5号	岸和田北部地域	平成25年10月1日	平成31年9月30日
(社福)寺田萬寿会	岸和田市地域包括支援センター萬寿園葛城の谷	※	土生町二丁目30番12号泉洋ビル3F 302号	葛城の谷地域	平成25年10月1日	平成31年9月30日
(社福)寺田萬寿会	岸和田市地域包括支援センター萬寿園中部	※	尾生町808	岸和田中部地域、都市中核(浜、城内)	平成20年6月1日	平成32年5月31日
(社福)岸和田市社会福祉協議会	岸和田市地域包括支援センター社協久米田	※	下池田町三丁目7番30号	久米田地域	平成25年10月1日	平成31年9月30日
(社福)大恵会	岸和田市地域包括支援センターいなば荘牛滝の谷	※	稲葉町1066	牛滝の谷地域	平成20年6月1日	平成32年5月31日

岸和田市高齢者福祉計画 第 7 期介護保険事業計画

計画期間：平成 30 年度～平成 32 年度

(案)

岸 和 田 市

第1章 計画の概要	6
1. 計画策定の背景と目的	6
2. 計画の位置づけ	7
3. 計画の期間	7
4. 介護保険制度の改正案の主な内容について	8
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	8
(2) 介護保険制度の持続可能性の確保	9
5. 計画の基本理念	10
6. 計画策定体制と経過	11
(1) 日常生活圏域ニーズ調査の実施（介護予防事業アンケート調査）	11
(2) 庁内連携体制	11
(3) 岸和田市介護保険事業運営等協議会	12
(4) パブリックコメント実施概要	12
7. 計画の進行管理と点検体制	12
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計	15
1. 人口構造及び高齢化の状況	15
(1) 人口の推移	15
(2) 人口の推計	16
(3) 第1号被保険者数の推移	17
(4) 第1号被保険者数の推計	18
2. 要支援・要介護認定の状況	19
(1) 要支援・要介護認定者数の推移	19
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	20
3. 日常生活圏域の状況	21
第3章 第6期計画の進捗状況	23
1. 介護保険サービスの利用状況	23
(1) サービス量の計画比	23
(2) 給付費の計画比	27
2. 保健福祉サービスの利用状況	29
(1) 保健サービス（健康増進法関係）	29
(2) 地域支援事業	32
第4章 第7期計画の重点施策	42
1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	42
(1) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実	42
(2) 在宅医療・介護連携の推進	47
(3) 地域支え合い体制の整備	49
(4) 地域における自立した日常生活の支援	52

(5) 権利擁護の推進	54
2. 認知症高齢者支援策の充実	56
(1) 認知症への早期発見・早期対応の推進	56
(2) 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築	58
3. 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり	61
(1) 住まいとまちづくりに関する施策の推進	61
(2) 災害時における高齢者支援体制の確立	63
4. 介護予防と健康づくりの推進	64
(1) 介護予防の推進	64
(2) 健康づくり・生活習慣病予防の推進	66
(3) 高齢者の生きがいをづくりの推進	67
5. 介護サービスの充実と基盤の強化	68
(1) 介護サービスの基盤整備と質の向上	68
(2) 介護保険制度の適正・円滑な運営	70
(3) サービス事業者への指導・助言	71
(4) 介護サービスの利用者と介護者への支援	72
第5章 介護保険事業の見込み	76
1. 施設整備の考え方	76
(1) 平成 37 (2025) 年度に向けた方向性	76
(2) 第7期計画における施設整備の考え方	76
2. 介護サービス必要量及び供給量の見込み	77
(1) 推計手順	77
(2) サービス量の見込み	78
3. 地域支援事業の事業量の見込み	78
資料編	
1. 岸和田市介護保険事業運営等協議会委員名簿	
2. 策定スケジュール	

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

わが国では、平成 37（2025）年には日本経済を担ってきたいわゆる「団塊の世代」（昭和 22 年～昭和 24 年生まれ）の人たちがすべて 75 歳以上（後期高齢者）に、平成 50（2038）年には「団塊ジュニア世代」（昭和 46 年～昭和 50 年生まれ）の人たちが 65 歳以上に到達し、今後も高齢化が進展することが予想されています。

要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして平成 12（2000）年 4 月に導入された介護保険制度は、平成 30（2018）年に 19 年目を迎えることとなります。サービス利用者は制度新設時の 3 倍を超える約 500 万人となり、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展しています。その一方で、介護保険制度の持続可能性を維持することが課題となっています。

第 7 期計画の策定にあたっては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことを可能にしていくことを目指し、自立支援・重度化防止に向けた取組みや認知症施策、医療・介護の連携の推進が重要とされています。

認知症施策においては、新オレンジプランの基本的な考え方を介護保険制度に位置付け、施策の総合的な推進を図ることで、認知症の人が住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることのできる体制の構築を目指す必要があります。

医療・介護の連携については、第 6 期計画において、在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備が推進されてきましたが、第 7 期計画では、本計画と医療計画との整合性を図る観点から、都道府県が策定する医療計画との連携や、在宅医療・介護連携推進事業の着実な実施が求められています。

地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、上位計画である地域福祉計画との整合性を図りつつ、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進が重要であるとされています。高齢者に焦点をあててきた現在の地域包括ケアシステムを障害者や児童、生活困窮者等を含めた地域住民全体に拡大し、住民がそれぞれの役割を持ち、活躍、支え助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指していきます。

また、介護者の介護負担の増大から介護離職が社会問題となっています。「介護離職ゼロ」を目標に、家族の介護負担を軽減させるための取組みを進めることで、誰もが家庭や職場、地域で生きがいを持って、充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指します。

市では上記の背景を踏まえ、平成 37（2025）年度を目途に、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じた包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を目指す、「岸和田市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

「岸和田市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき3年を1期として策定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものとなります。

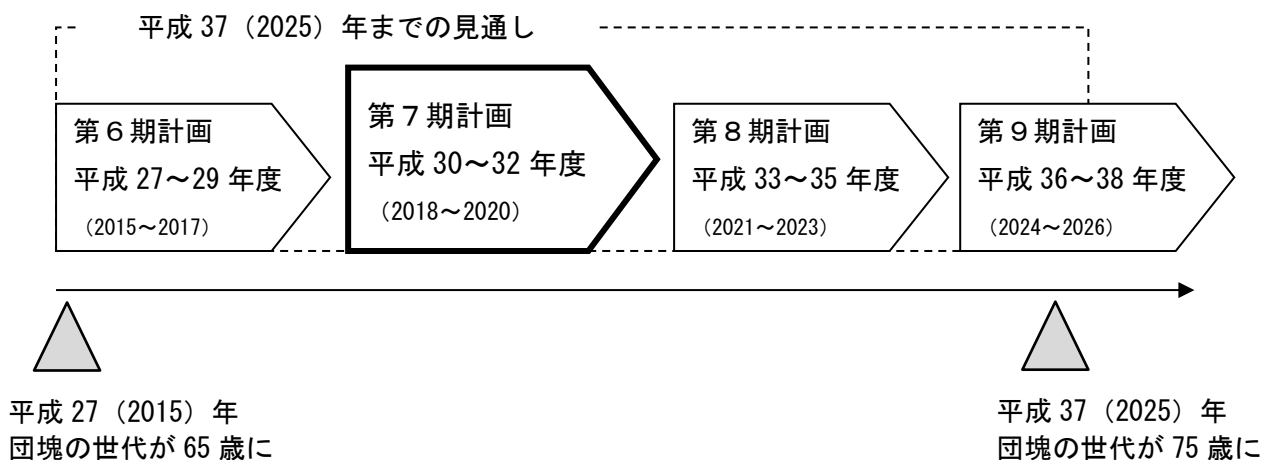
また、「第4次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」や「岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画」、さらに「大阪府高齢者計画2015」や「大阪府保健医療計画」等の関連計画との調和が保たれたものである必要があります。

3. 計画の期間

上記の法的位置づけに基づき、第7期計画は平成30（2017）年度から平成32（2019）年度を計画期間とします。

また、策定にあたっては、高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加する平成37（2025）年度までの間に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを段階的に構築することを目標として、第6期計画における目指すべき姿を具体的に明らかにしながら、取組みを進めていくことになります。

■計画の期間（年度）



※平成37（2025）年度の地域包括ケアシステムの構築を目標とするため、第6期計画以降は「地域包括ケア計画」として位置づけ、段階的に構築する。

4. 介護保険制度の改正案の主な内容について

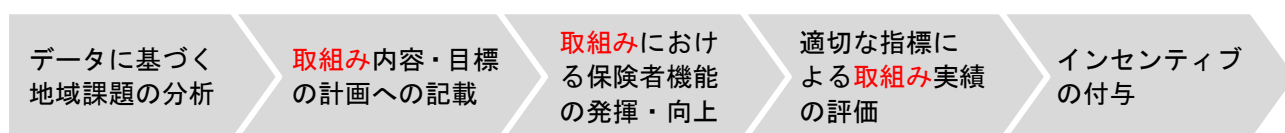
今回の制度改正は、“地域包括ケアシステムの深化・推進”と“介護保険制度の持続可能性の維持”の2点を基本的な考え方としています。

（１）地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の充実を引き続き図ることとされています。

保険者機能強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進

○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取組むことのできる仕組みの制度化



○地域包括支援センターの機能強化

市町村における適切な人員体制を促すため、地域包括支援センターには事業の自己評価と質の向上を図ること、市町村には地域包括支援センターの事業の実施状況の評価が義務付けられます。

○認知症施策の推進

認知症施策をより一層推進させるため、新オレンジプランの基本的な考え方が介護保険制度に位置づけられます。

○居宅サービス事業所等の指定に対する保険者の関与強化

小規模多機能等を普及させる観点から、指定拒否の仕組み等が導入されます。

医療・介護の連携の推進等

○新たな介護保険施設の創設

日常的な医学管理、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を併せ持つ施設「介護医療院」を創設することとされています。

○医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定の整備

地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等

○「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

- ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
- ・理念実現のため、市町村に包括的な支援体制づくりを努力義務化
- ・地域福祉計画の充実

○新たに共生型サービスを位置づけ

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスが介護保険と障害福祉両方の制度に位置づけられます。

○有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化

事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等が行われます。

○介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し

障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者が見直され、障害者支援施設等に入所する前の市町村となります。

（２）介護保険制度の持続可能性の確保

2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合の見直し

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、現役並みの所得を有する者の負担割合が2割から3割へ引き上げられます。（平成30年8月～）

介護納付金への総報酬割の導入

医療保険者の負担能力に応じた負担とする観点から、被用者保険等保険者では介護納付金の負担が総報酬額に応じたものとされます。（平成29年8月～段階的に実施）

5. 計画の基本理念

「岸和田市まちづくりビジョン（第4次総合計画）」の基本理念である「市民自治都市の実現～常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会～」を目指して、第6期計画に引き続き、次の5つの基本理念を掲げます。

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画における5つの基本理念

（1）いつまでも安心して暮らし続けられる生活環境づくり

高齢者の人権尊重を堅持しつつ、地域の相互扶助の充実や公的扶助によって、仮に身体機能等が低下しても住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備していきます。また、高齢期になっても住み慣れた地域で安心して社会生活を営めるように、都市環境、地域社会環境、家庭環境の3つの環境に対し、バリアフリーの環境づくりを推進していきます。

（2）介護予防と自立支援の推進

壮年期からの健康づくり等を含めた予防・疾病対策や、要介護状態としないための介護予防対策、たとえ介護が必要な状態になっても健康状態を取り戻そうとする自助努力を支援する施策を推進します。

個人の自立を促し、自立を側面的に支える支援的なサービスを目指します。同時に、効率的なサービスの提供方法を導入し、財源の有効活用を図ります。

（3）地域自立文化の創造

市民が計画の策定、事業の運営、サービスの提供、事業の評価に一貫して関わり、市民自らが高齢者関連事業の主体者とならなければなりません。市民、サービス提供者、行政、さらには教育が一体となって福祉のまち岸和田をつくっていきます。行政はこれを支援するために多様な市民参加を促進していきます。

（4）多様な地域福祉サービスの実現

選択の時代の福祉サービスは、メニュー及びサービス量の豊富さが求められます。特に高齢化の急速な進行を踏まえ、保健・福祉・医療分野はサービスの拡充が必要になっています。このようなニーズに対して、市民生活に関わる多様な部門で選択可能なサービスを供給できる体制を構築していきます。

（5）サービス供給体制の総合化の追求

市民ニーズを包括的にとらえ、効果的・効率的に支援するための総合的なサービス供給体制を構築していきます。このために保健・福祉・医療・教育・就労等市民生活に関わりのある多様な社会資源を総合的・横断的に供給する社会資源のネットワークを築きます。また、多様なサービス提供のため、家族・近隣・ボランティア等の住民中心部門、民間企業等との協働を進めていきます。

6. 計画策定体制と経過

(1) 日常生活圏域ニーズ調査の実施（介護予防事業アンケート調査）

「地域包括ケアの深化・推進」のためには、介護保険サービスだけでなく、介護保険外の必要なサービスや地域特性を踏まえた各種サービスがあいまって適切に提供されてこそ、高齢者の自立やＱＯＬ（生活の質）向上を効果的に支援することができると言われています。

第7期計画策定にあたっては、本市でも高齢者のニーズをよりの確に把握する手法として、第6期計画に続いて、国が発表した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。同調査を活用することで、①日常生活圏域の課題の明確化、②計画策定に資する客観的基礎データの整備、③介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）対象者の把握のための基礎資料を新たな観点から収集することが可能となっています。

◎日常生活圏域ニーズ調査・概要

調 査 期 間	平成 28 年 12 月 13 日～平成 29 年 1 月 13 日
対 象 者	岸和田市にお住まいの 65 歳以上の高齢者（要介護 1～5 を除く）
調 査 方 法	郵送配布し、郵送回収。回収率向上のため礼状兼督促はがきを送付
配 布 数	3,300 件
有 効 回 収 数	2,713 件
有 効 回 収 率	82.2%

また、在宅で生活をする認定者に対し「在宅介護実態調査」も実施しました。在宅生活の継続という観点から、要支援・要介護認定者の生活状況や介護保険サービスの利用状況及び利用意向、介護者の介護離職の状況等を把握し、①要介護者の在宅生活の継続、②介護者の就労の継続に有効な介護サービスの在り方、提供体制を検討する上での基礎資料となっています。

◎在宅介護実態調査・概要

調 査 期 間	平成 28 年 10 月 27 日～平成 29 年 3 月 31 日
対 象 者	在宅で生活している要介護（要支援）認定者で、調査期間内に認定調査を受けた方
調 査 方 法	認定調査員による聞き取り調査
実 施 件 数	359 件

(2) 庁内連携体制

計画策定にあたっては、保健部において協議を重ね、また他の計画等との調和を図るため、必要に応じて関係部署との調整を行いました。

（３）岸和田市介護保険事業運営等協議会

本計画の策定過程において広く関係者及び市民の意見を聴き、その意見を適切に反映していくため、学識経験者や保健医療関係者、福祉関係者及び公募委員等市民の代表から構成される「岸和田市介護保険事業運営等協議会」において協議を重ね、第６期介護保険事業計画の評価及び第７期介護保険事業計画策定に関する検討を行いました。

（４）パブリックコメント実施概要

平成 30（2018）年 1 月 4 日から平成 30（2018）年 2 月 2 日まで実施。

7. 計画の進行管理と点検体制

第 7 期計画の策定にあたっては、介護保険の理念である自立支援・重度化防止に向けた取組みを推進するため、地域における共通の目標を設定し関係者間で目標を共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・評価・見直しをすること（PDCA）が重要となっています。

本計画の進行管理については、関係者の意見や市民の意見を十分反映するという観点から、「岸和田市介護保険事業運営等協議会」等の組織において、定期的に計画の運営状況を報告する等、点検体制整備に努めるとともに、運営状況の情報開示を行います。

また、各年度終了後に、給付実績、苦情処理実績、利用者の相談実績等のデータをもとに次の項目について点検及び評価し、市民や関係団体の意見を反映させていくものとします。

- ・介護等サービス（居宅、施設・居住系サービス）の利用状況
- ・介護等サービスの量及び質に関する状況
- ・サービス提供体制に関する問題点
- ・一般施策及び地域支援事業の利用状況
- ・地域包括支援センター運営状況
- ・地域密着型サービスに関する運営状況 など

参考資料

○介護保険法（最終改正：平成 29 年 6 月 2 日号外法律第 52 号）

第七章 介護保険事業計画

（基本指針）

第百十六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項 に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- 三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項 に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項 に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条 に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項 に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

10 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

1. 人口構造及び高齢化の状況

(1) 人口の推移

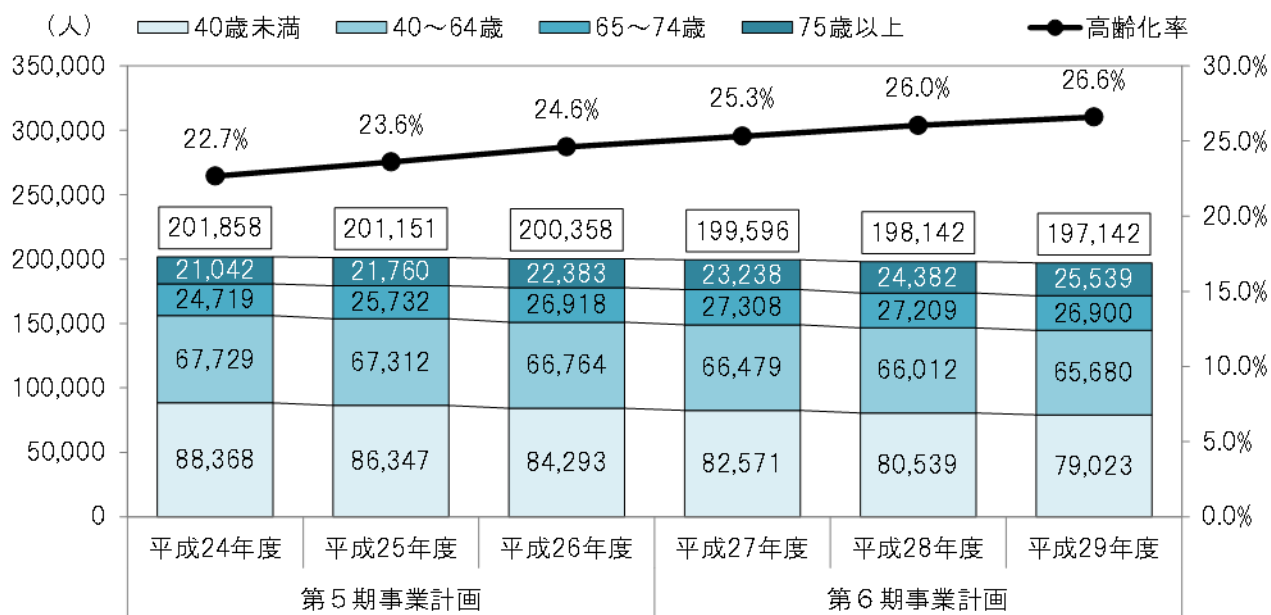
本市の総人口は、平成29年10月1日現在197,142人と減少傾向が続いています。

高齢者の内訳をみると、65～74歳の前期高齢者は平成28（2016）年度に減少していますが、75歳以上の後期高齢者は増加に転じています。

高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は年々高くなり、平成29（2017）年度には26.6%となっています。

（単位：人）

	第5期事業計画			第6期事業計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住民基本台帳	201,858	201,151	200,358	199,596	198,142	197,142
40歳未満	88,368	86,347	84,293	82,571	80,539	79,023
40～64歳	67,729	67,312	66,764	66,479	66,012	65,680
65～74歳	24,719	25,732	26,918	27,308	27,209	26,900
75歳以上	21,042	21,760	22,383	23,238	24,382	25,539
高齢化率	22.7%	23.6%	24.6%	25.3%	26.0%	26.6%



※ 住民基本台帳 各年度10月1日時点

（２）人口の推計

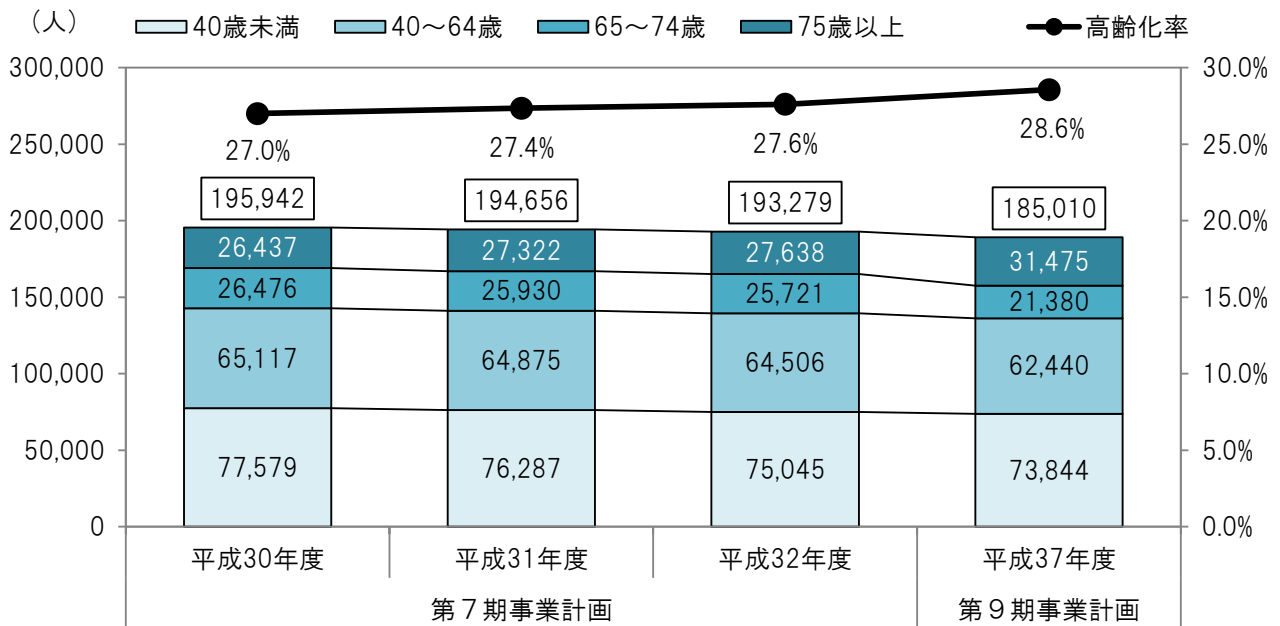
本市の総人口は、今後も減少傾向が続く見込みとなっています。

高齢者の内訳をみると、65～74歳の前期高齢者は平成32（2020）年度までゆるやかに減少し、平成37（2025）年度には21,380人となる見込みです。一方で、75歳以上の後期高齢者は今後も増加し続け、平成37（2025）年度には31,475人となる見込みです。

高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）も年々高くなり、平成32（2020）年度には27.6%となる見込みです。

（単位：人）

	第7期事業計画			第9期事業計画
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
住民基本台帳	195,942	194,656	193,279	185,010
40歳未満	77,579	76,287	75,045	73,844
40～64歳	65,117	64,875	64,506	62,440
65～74歳	26,476	25,930	25,721	21,380
75歳以上	26,437	27,322	27,638	31,475
高齢化率	27.0%	27.4%	27.6%	28.6%



※ 推計値：平成29年10月1日時点の人口をもとにコーホート変化率法で推計

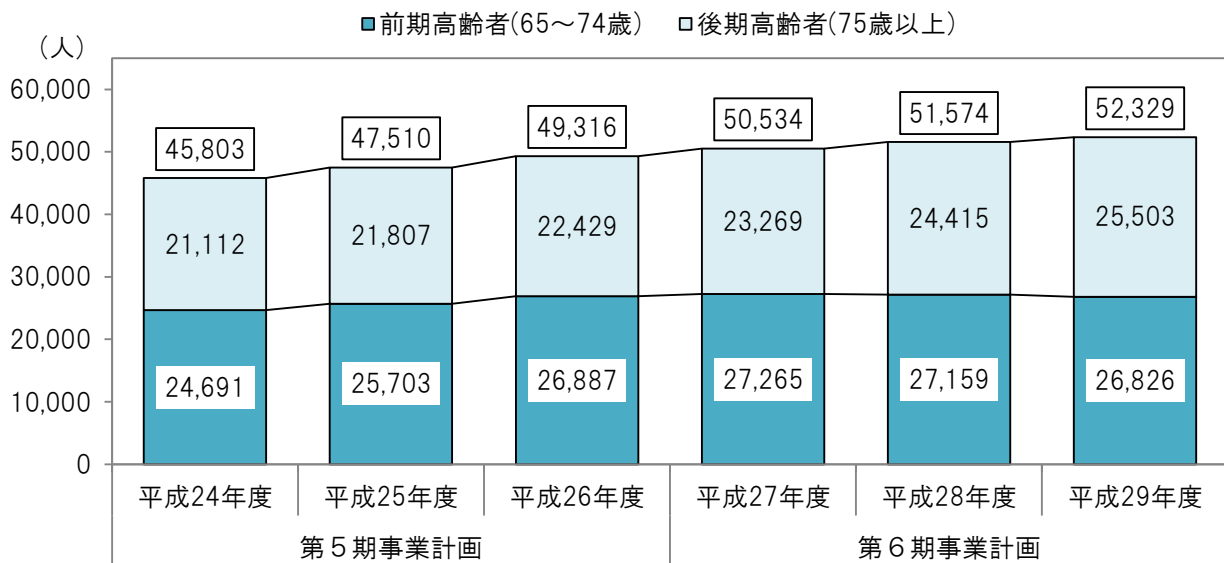
(3) 第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は年々増加しており、平成29(2017)年度では52,329人(高齢化率26.5%)と、前年度より755人増加しています。

高齢者の内訳をみると、前年度実績に比べて前期高齢者は333人の減少、後期高齢者は1,088人の増加がみられます。総人口に占める前期高齢者の割合は13.6%、後期高齢者は12.9%と、前期高齢者の占める割合は横ばい、後期高齢者の割合は引き続き増加しています。

(単位：人)

	第5期事業計画			第6期事業計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(A) 第1号被保険者数	45,803	47,510	49,316	50,534	51,574	52,329
(a) 前期高齢者(65～74歳)	24,691	25,703	26,887	27,265	27,159	26,826
割合 (a)/(A)	53.9%	54.1%	54.5%	54.0%	52.7%	51.3%
(b) 後期高齢者(75歳以上)	21,112	21,807	22,429	23,269	24,415	25,503
割合 (b)/(A)	46.1%	45.9%	45.5%	46.0%	47.3%	48.7%
(B) 総人口	201,854	201,151	200,358	199,416	198,142	197,142
総人口に占める第1号被保険者数の比率(A)/(B)【高齢化率】	22.7%	23.6%	24.6%	25.3%	26.0%	26.5%
前期高齢者(65～74歳)	12.2%	12.8%	13.4%	13.7%	13.7%	13.6%
後期高齢者(75歳以上)	10.5%	10.8%	11.2%	11.7%	12.3%	12.9%



※ 各年度10月1日時点

※ 第1号被保険者数は介護保険事業状況報告月報、総人口は住民基本台帳

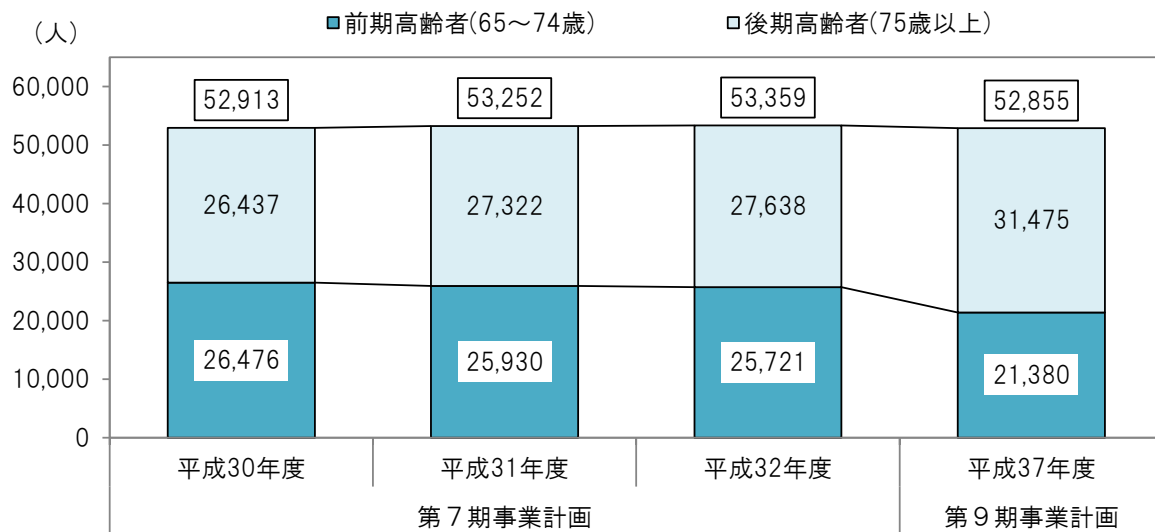
(4) 第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数は平成32(2020)年度までは増加しますが、平成37(2025)年度には減少する見込みとなっています。

高齢者の内訳をみると、平成30(2018)年度には前期高齢者と後期高齢者の割合が半数ずつとなり、その後平成37(2025)年度には、後期高齢者が約6割を占める見込みです。

(単位：人)

	第7期事業計画			第9期事業計画
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(A) 第1号被保険者数	52,913	53,252	53,359	52,855
(a) 前期高齢者(65～74歳)	26,476	25,930	25,721	21,380
割合 (a) / (A)	50.0%	48.7%	48.2%	40.5%
(b) 後期高齢者(75歳以上)	26,437	27,322	27,638	31,475
割合 (b) / (A)	50.0%	51.3%	51.8%	59.5%
(B) 住民基本台帳人口	195,942	194,656	193,279	185,010
住民基本台帳人口に占める 第1号被保険者数の比率(A) / (B)	27.0%	27.4%	27.6%	28.6%
前期高齢者(65～74歳)	13.5%	13.3%	13.3%	11.6%
後期高齢者(75歳以上)	13.5%	14.0%	14.3%	17.0%



※ 推計値：平成29年10月1日時点の人口をもとにコーホート変化率法で推計

2. 要支援・要介護認定の状況

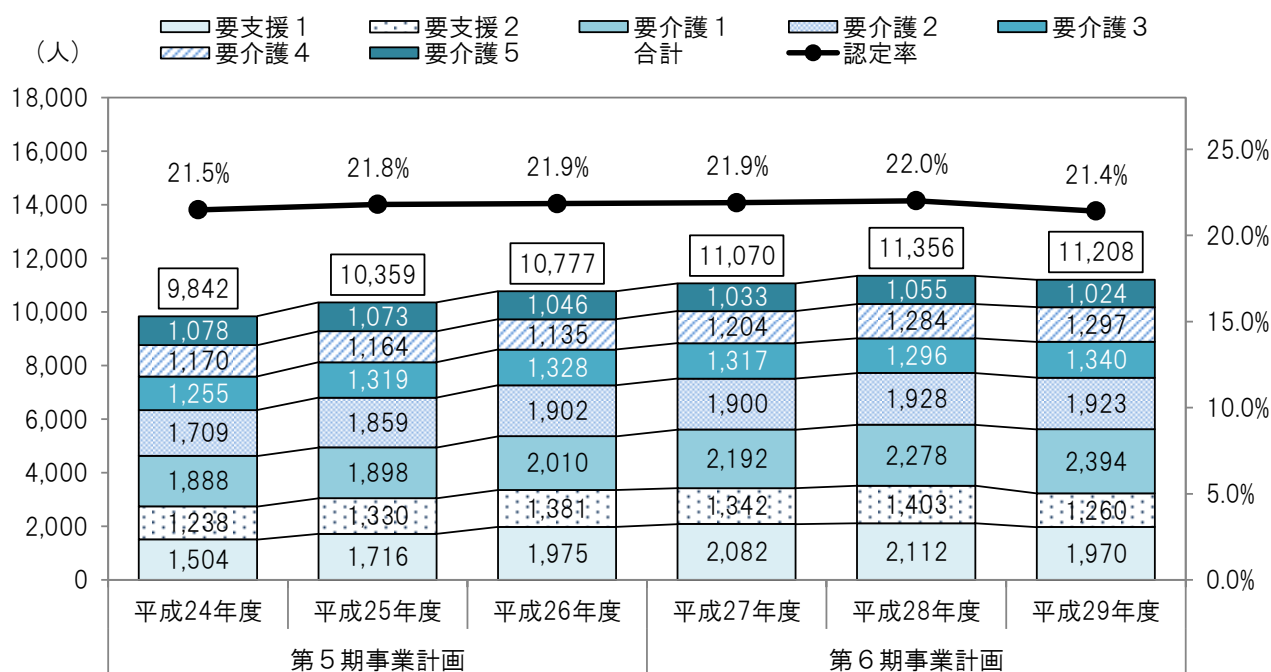
(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は年々増加傾向にあり、平成 28（2016）年度では 11,356 人となり、認定率（第 1 号保険者数に占める認定者数の割合）もゆるやかに上昇し、22.0%となっています。

ただし、平成 29 年（2017）年度は、総合事業がスタートしたことで、認定者数は 11,208 人と減少し、認定率も 21.4%と低下しています。

（単位：人）

	第 5 期事業計画			第 6 期事業計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援	2,742	3,046	3,356	3,424	3,515	3,230
要支援 1	1,504	1,716	1,975	2,082	2,112	1,970
要支援 2	1,238	1,330	1,381	1,342	1,403	1,260
要介護	7,100	7,313	7,421	7,646	7,841	7,978
要介護 1	1,888	1,898	2,010	2,192	2,278	2,394
要介護 2	1,709	1,859	1,902	1,900	1,928	1,923
要介護 3	1,255	1,319	1,328	1,317	1,296	1,340
要介護 4	1,170	1,164	1,135	1,204	1,284	1,297
要介護 5	1,078	1,073	1,046	1,033	1,055	1,024
合計	9,842	10,359	10,777	11,070	11,356	11,208



※ 介護保険事業状況報告月報9月月報

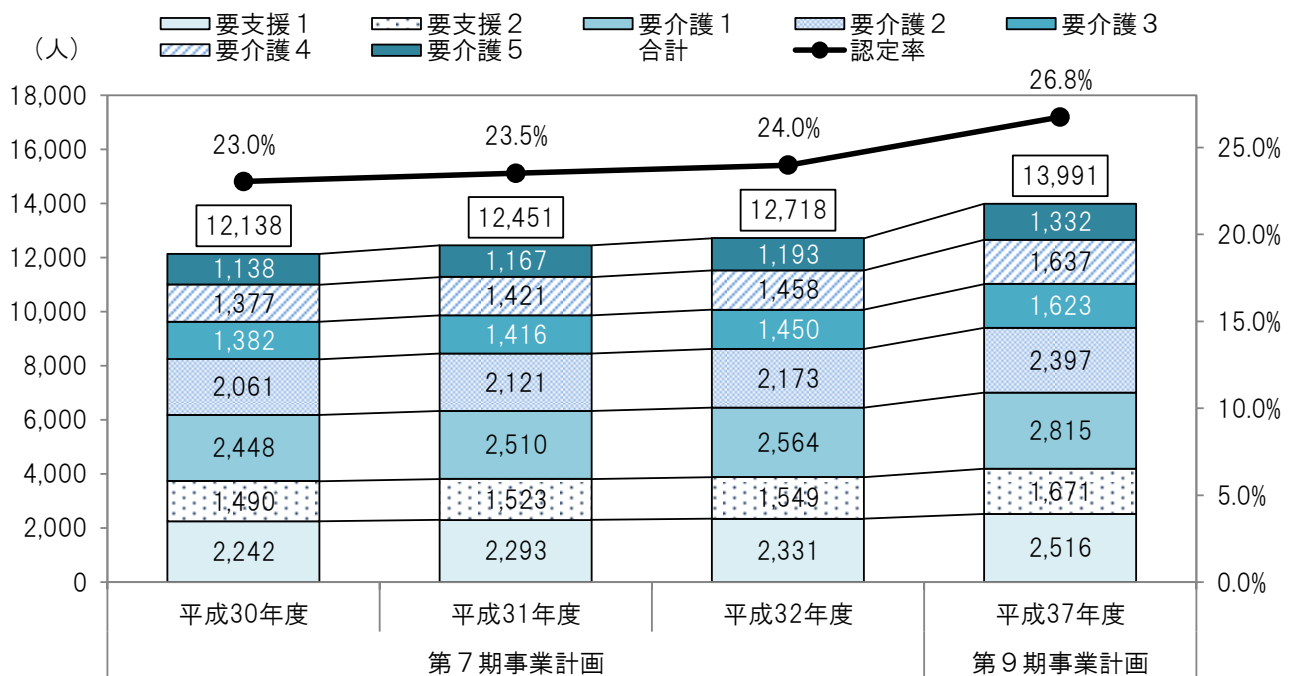
（２）要支援・要介護認定者数の推計

認定者数は平成 29 (2017) 年度、いったん減少したものの、今後も増加傾向にあり、平成 32 (2020) 年度には 12,718 人、平成 37 (2025) 年度には 13,991 人となる見込みです。要介護度別にみると、軽度者の大きな増加が見込まれています。

認定率についても、今後も上昇傾向が見られ、平成 32 (2020) 年度には 24.0%、平成 37 (2025) 年度には 26.8%となる見込みです。

(単位：人)

	第 7 期事業計画			第 9 期 事業計画
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援	3,732	3,816	3,880	4,187
要支援 1	2,242	2,293	2,331	2,516
要支援 2	1,490	1,523	1,549	1,671
要介護	8,406	8,635	8,838	9,804
要介護 1	2,448	2,510	2,564	2,815
要介護 2	2,061	2,121	2,173	2,397
要介護 3	1,382	1,416	1,450	1,623
要介護 4	1,377	1,421	1,458	1,637
要介護 5	1,138	1,167	1,193	1,332
合計	12,138	12,451	12,718	13,991



※ 推計値：平成 29 年 7 月認定率をもとに推計

3. 日常生活圏域の状況

第3期計画策定の際に、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活続けられるように、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等のサービスを提供する施設の整備状況等を総合的に判断し、以下の6つの日常生活圏域を設定しています。

また、平成29（2017）年4月現在、岸和田市地域包括支援センター社協・いなば荘北部・萬寿園葛城の谷・萬寿園中部・社協久米田・いなば荘牛滝の谷の6箇所が地域の拠点として介護予防事業等の推進を図っています。



1. 都市中核地域	中央校区、城内校区、浜校区、朝陽校区、東光校区、大宮校区
2. 岸和田北部地域	春木校区、大芝校区、城北校区、新条校区
3. 葛城の谷地域	旭校区、太田校区、天神山校区、修斉校区、東葛城校区
4. 岸和田中部地域	常盤校区、光明校区
5. 久米田地域	八木北校区、八木校区、八木南校区
6. 牛滝の谷地域	山直北校区、城東校区、山直南校区、山滝校区

市内6圏域の状況をみると、平成29（2017）年10月現在、高齢者数が最も多いのは、都市中核地域で13,363人、次いで、岸和田北部地域が10,903人となっています。

また、高齢化率が最も高かったのは、牛滝の谷地域の28.9%、次いで岸和田北部地域の28.7%となっています。

中学校区別にみると、久米田中学校区が最も高齢者数が多く7,106人、次いで山直中学校区が6,062人、高齢化率では山滝中学校区が33.3%と最も高く、次いで葛城中学校区が32.3%となっています。

地域	校区	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計	人口(人)	高齢化率(%)
都市中核地域	岸城	1,494	1,153	1,162	899	643	324	5,675	21,249	26.7%
	野村	1,151	897	824	643	350	216	4,081	14,381	28.4%
	光陽	967	797	718	601	358	166	3,607	14,529	24.8%
	計	3,612	2,847	2,704	2,143	1,351	706	13,363	50,159	26.6%
岸和田北部地域	春木	1,719	1,361	1,170	898	507	263	5,918	20,190	29.3%
	北	1,270	1,121	1,091	829	496	178	4,985	17,741	28.1%
	計	2,989	2,482	2,261	1,727	1,003	441	10,903	37,931	28.7%
葛城の谷地域	土生	1,896	1,394	1,061	767	413	245	5,776	24,718	23.4%
	葛城	849	735	549	371	200	113	2,817	8,734	32.3%
	計	2,745	2,129	1,610	1,138	613	358	8,593	33,452	25.7%
岸和田中部地域	桜台	1,446	1,171	990	707	377	229	4,920	21,062	23.4%
久米田地域	久米田	1,913	1,686	1,531	1,104	595	277	7,106	28,423	25.0%
牛滝の谷地域	山直	1,657	1,476	1,300	883	491	255	6,062	21,632	28.0%
	山滝	404	343	285	226	142	92	1,492	4,483	33.3%
	計	2,061	1,819	1,585	1,109	633	347	7,554	26,115	28.9%
合計		14,766	12,134	10,681	7,928	4,572	2,358	52,439	197,142	26.6%

* 人口（住民基本台帳・外国人登録による）

人口 197,142人（男 94,697人 ・ 女102,445人）

高齢者人口 52,439人（男 22,440人 ・ 女 29,999人）

高齢化率（人口に占める65歳以上の人口割合） 26.6%

高齢者人口に占める後期高齢者（75歳以上）

25,539人（男 9,876人・ 女 15,663人） 後期高齢者比率 48.7%

第3章 第6期計画の進捗状況

1. 介護保険サービスの利用状況

(1) サービス量の計画比

①介護予防サービス

平成28(2016)年度の介護予防サービス(地域密着型を含む)17サービスの利用者数を計画値と比較すると、「介護予防通所介護」で6.9ポイント上回っています。また、利用者の多い「介護予防訪問介護」、「介護予防支援」で計画値を下回っています。

また、利用者数を前年度と比較すると、「介護予防訪問介護」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防通所リハビリテーション」、「特定介護予防福祉用具販売」、「介護予防認知症対応型通所介護」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」の計6サービスで減少しています。

		第6期事業計画					
		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護 予 防 サ ー ビ ス	①介護予防訪問介護 (人/年)	15,168	13,712	90.4%	16,584	13,648	82.3%
	②介護予防訪問入浴介護 (人/年)	-	1	-	-	2	-
	(回/年)	180	2	1.1%	396	3	0.8%
	③介護予防訪問看護 (人/年)	-	992	-	-	1,170	-
	(回/年)	9,120	7,363	80.7%	11,724	8,906	76.0%
	④介護予防訪問リハビリテーション (人/年)	-	149	-	-	198	-
	(回/年)	2,580	1,273	49.3%	3,336	1,843	55.2%
	⑤介護予防居宅療養管理指導 (人/年)	780	603	77.3%	900	540	60.0%
	⑥介護予防通所介護 (人/年)	8,748	9,852	112.6%	9,552	10,210	106.9%
	(回/年)	-	0	-	-	3	-
	⑦介護予防通所リハビリテーション (人/年)	1,812	1,592	87.9%	1,956	1,543	78.9%
	(回/年)	-	7	-	-	0	-
	⑧介護予防短期入所生活介護 (人/年)	-	31	-	-	33	-
	(日/年)	192	117	60.9%	348	128	36.8%
	⑨介護予防短期入所療養介護 (人/年)	-	1	-	-	2	-
	(日/年)	156	8	5.1%	360	12	3.3%
	⑩介護予防福祉用具貸与 (人/年)	-	9,757	-	-	10,758	-
	(千円/年)	60,417	60,482	100.1%	65,549	67,960	103.7%
	⑪特定介護予防福祉用具販売 (人/年)	-	274	-	-	249	-
	(千円/年)	7,106	5,486	77.2%	8,817	5,359	60.8%
	⑫介護予防住宅改修 (人/年)	-	315	-	-	298	-
	(千円/年)	36,093	26,336	73.0%	43,694	27,496	62.9%
地 域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス	⑬介護予防特定施設入居者生活介護 (人/年)	96	104	108.3%	132	114	86.4%
	⑭介護予防支援 (人/年)	26,088	25,349	97.2%	28,608	26,239	91.7%
	①介護予防認知症対応型通所介護 (人/年)	-	19	-	-	12	-
	(回/年)	60	79	131.7%	60	48	80.0%
	②介護予防小規模多機能型居宅介護 (人/年)	180	93	51.7%	144	87	60.4%
	③介護予防認知症対応型共同生活介護 (人/年)	12	0	0.0%	12	0	0.0%

※ 介護保険事業状況報告月報、年間合計

②介護サービス

平成 27（2015）年度と平成 28（2016）年度を比べると、「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「住宅改修」の計 4 サービスで、利用者数が減少しています。

「通所介護」は「地域密着型通所介護」とあわせると利用者数が 37,240 人で、前年度の 33,857 人から 3,383 人増加しています。

施設サービスの利用者数を計画値と比較すると、いずれのサービスでも計画値を下回っています。

		第 6 期事業計画					
		平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護サービス	①訪問介護						
	（人/年）	-	36,044	-	-	37,286	-
	（回/年）	963,828	996,226	103.4%	990,864	1,075,281	108.5%
	②訪問入浴介護						
	（人/年）	-	1,335	-	-	1,445	-
	（回/年）	8,244	7,899	95.8%	8,760	8,080	92.2%
	③訪問看護						
	（人/年）	-	9,890	-	-	10,973	-
	（回/年）	80,868	81,383	100.6%	90,984	91,041	100.1%
	④訪問リハビリテーション						
	（人/年）	-	1,643	-	-	1,683	-
	（回/年）	38,916	18,459	47.4%	40,764	19,456	47.7%
	⑤居宅療養管理指導						
	（人/年）	13,500	12,688	94.0%	13,860	13,592	98.1%
	⑥通所介護						
	（人/年）	-	33,857	-	-	25,969	-
	（回/年）	352,140	357,319	101.5%	166,296	276,510	166.3%
	⑦通所リハビリテーション						
	（人/年）	-	7,117	-	-	7,048	-
	（回/年）	65,580	62,034	94.6%	68,244	61,277	89.8%
	⑧短期入所生活介護						
	（人/年）	-	3,475	-	-	3,023	-
	（日/年）	39,180	42,677	108.9%	40,632	38,639	95.1%
	⑨短期入所療養介護						
	（人/年）	-	921	-	-	945	-
	（日/年）	7,236	5,555	76.8%	7,704	5,782	75.1%
	⑩福祉用具貸与						
	（人/年）	-	39,123	-	-	41,637	-
	（千円/年）	486,299	517,243	106.4%	493,805	539,054	109.2%
	⑪特定福祉用具販売						
	（人/年）	-	724	-	-	745	-
	（千円/年）	23,734	20,045	84.5%	26,611	20,610	77.4%
	⑫住宅改修						
	（人/年）	-	574	-	-	546	-
	（千円/年）	57,095	49,484	86.7%	62,167	49,788	80.1%
	⑬特定施設入居者生活介護						
	（人/年）	2,124	1,658	78.1%	2,328	1,728	74.2%
	⑭居宅介護支援						
	（人/年）	60,504	60,501	100.0%	62,124	63,073	101.5%
施設サービス	①介護老人福祉施設						
	（人/年）	4,860	4,756	97.9%	4,860	4,639	95.5%
	②介護老人保健施設						
	（人/年）	4,044	3,685	91.1%	4,044	3,778	93.4%
	③介護療養型医療施設						
	（人/年）	2,196	1,613	73.5%	2,196	1,539	70.1%

※ 介護保険事業状況報告月報、年間合計

平成 28（2016）年度の地域密着型サービスの実績値と計画値を比較すると、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」で実績値が計画値を 34 人（3.3 ポイント）上回っています。

		第 6 期事業計画					
		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人/年)	360	311	86.4%	396	308	77.8%
	②夜間対応型訪問介護 (人/年)	1,068	874	81.8%	1,104	743	67.3%
	③認知症対応型通所介護 (人/年)	-	1,214	-	-	1,032	-
	(回/年)	12,600	12,552	99.6%	12,720	11,007	86.5%
	④小規模多機能型居宅介護 (人/年)	984	771	78.4%	1,716	640	37.3%
	⑤認知症対応型共同生活介護 (人/年)	1,500	1,377	91.8%	1,500	1,395	93.0%
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 (人/年)	0	0	-	0	0	-
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人/年)	1,044	973	93.2%	1,044	1,078	103.3%
	⑧看護小規模多機能型居宅介護（旧・複合型サービス） (人/年)	0	0	-	348	0	0.0%
	⑨地域密着型通所介護 (人/年)	-	-	-	-	11,271	-
	(回/年)	-	-	-	203,256	104,397	51.4%

※ 介護保険事業状況報告月報、年間合計

(2) 給付費の計画比

①介護予防給付費

平成 28 (2016) 年度の介護予防サービス（地域密着型を含む）の給付費合計をみると 8 億 3,683 万円となっています。計画値を下回っていますが、前年度から 1,738 万円の増加となっています。

計画値と比較すると、「介護予防福祉用具貸与」、「介護予防認知症対応型通所介護」の計 2 サービスで計画値を上回っています。

(単位：千円/年)

		第 6 期事業計画					
		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
居 宅 サ ー ビ ス	①介護予防訪問介護	279,130	249,705	89.5%	303,695	244,498	80.5%
	②介護予防訪問入浴介護	1,489	17	1.1%	3,179	25	0.8%
	③介護予防訪問看護	35,275	27,516	78.0%	45,228	33,253	73.5%
	④介護予防訪問リハビリテーション	7,623	3,630	47.6%	9,837	5,411	55.0%
	⑤介護予防居宅療養管理指導	9,877	6,859	69.4%	11,397	6,314	55.4%
	⑥介護予防通所介護	270,048	256,990	95.2%	291,929	262,869	90.0%
	⑦介護予防通所リハビリテーション	71,610	50,329	70.3%	76,631	46,874	61.2%
	⑧介護予防短期入所生活介護	1,281	688	53.7%	2,207	729	33.0%
	⑨介護予防短期入所療養介護	1,224	72	5.9%	2,747	123	4.5%
	⑩介護予防福祉用具貸与	60,417	60,482	100.1%	65,549	67,960	103.7%
	⑪特定介護予防福祉用具販売	7,106	5,486	77.2%	8,817	5,359	60.8%
	⑫介護予防住宅改修	36,093	26,336	73.0%	43,694	27,496	62.9%
	⑬介護予防特定施設入居者生活介護	7,168	7,950	110.9%	9,010	8,215	91.2%
	⑭介護予防支援	117,952	117,494	99.6%	129,050	121,624	94.2%
	計	906,293	813,553	89.8%	1,002,970	830,750	82.8%
サ ー ビ ス 地 域 密 着 型	①介護予防認知症対応型通所介護	357	633	177.2%	379	385	101.5%
	②介護予防小規模多機能型居宅介護	10,671	5,261	49.3%	8,992	5,699	63.4%
	③介護予防認知症対応型共同生活介護	2,746	0	0.0%	2,741	0	0.0%
	計	13,774	5,894	42.8%	12,112	6,084	50.2%
合計		920,067	819,447	89.1%	1,015,082	836,834	82.4%

※ 介護保険事業状況報告月報、年間合計

※ 千円単位に四捨五入しているため、合計金額が合わないことがあります

②介護給付費

平成 28（2016）年度の介護サービスの給付費合計をみると 128 億 2,614 万円となっています。計画値を下回っていますが、前年度から 2 億 4,925 万円の増加となっています。

計画値と比較すると、「訪問介護」、「居宅療養管理指導」、「通所介護」、「福祉用具貸与」、「居宅介護支援」の計 5 サービスで計画値を上回っています。

（単位：千円/年）

		第 6 期事業計画					
		平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
居宅サービス	①訪問介護	2,595,524	2,639,547	101.7%	2,659,318	2,757,734	103.7%
	②訪問入浴介護	96,648	95,499	98.8%	102,533	98,143	95.7%
	③訪問看護	371,462	350,876	94.5%	415,653	386,253	92.9%
	④訪問リハビリテーション	114,290	55,423	48.5%	119,479	58,376	48.9%
	⑤居宅療養管理指導	195,572	189,039	96.7%	199,796	199,800	100.0%
	⑥通所介護	2,812,712	2,784,959	99.0%	1,323,541	2,156,971	163.0%
	⑦通所リハビリテーション	567,147	554,233	97.7%	587,783	550,390	93.6%
	⑧短期入所生活介護	332,965	351,082	105.4%	343,595	315,535	91.8%
	⑨短期入所療養介護	78,419	61,543	78.5%	82,641	63,768	77.2%
	⑩福祉用具貸与	486,299	517,243	106.4%	493,805	539,054	109.2%
	⑪特定福祉用具販売	23,734	20,045	84.5%	26,611	20,610	77.4%
	⑫住宅改修	57,095	49,484	86.7%	62,167	49,788	80.1%
	⑬特定施設入居者生活介護	410,209	316,883	77.2%	445,187	318,675	71.6%
	⑭居宅介護支援	845,570	876,896	103.7%	864,564	910,502	105.3%
	計	8,987,646	8,862,754	98.6%	7,726,673	8,425,599	109.0%
地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	46,443	43,081	92.8%	51,184	49,992	97.7%
	②夜間対応型訪問介護	23,131	18,561	80.2%	23,259	15,909	68.4%
	③認知症対応型通所介護	139,095	134,453	96.7%	139,932	110,666	79.1%
	④小規模多機能型居宅介護	191,859	145,632	75.9%	342,880	118,202	34.5%
	⑤認知症対応型共同生活介護	371,300	348,757	93.9%	369,945	352,423	95.3%
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	-	0	-	-	0	-
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	261,077	250,452	95.9%	260,572	258,132	99.1%
	⑧看護小規模多機能型居宅介護（旧：複合型サービス）	0	0	-	78,979	0	0.0%
	⑨地域密着型通所介護	-	-	-	1,617,662	764,756	47.3%
	計	1,032,905	940,936	91.1%	2,884,413	1,670,079	57.9%
施設サービス	①介護老人福祉施設	1,231,118	1,195,807	97.1%	1,229,596	1,146,891	93.3%
	②介護老人保健施設	1,062,394	986,231	92.8%	1,060,341	1,023,614	96.5%
	③介護療養型医療施設	793,156	591,165	74.5%	791,624	559,966	70.7%
	計	3,086,668	2,773,202	89.8%	3,081,561	2,730,472	88.6%
合計		13,107,219	12,576,892	96.0%	13,692,647	12,826,149	93.7%

※ 介護保険事業状況報告月報、年間合計

※ 千円単位に四捨五入しているため、合計金額が合わないことがあります

③総給付費

（単位：千円/年）

	第 6 期事業計画					
	平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護給付	13,107,219	12,576,892	96.0%	13,692,647	12,826,149	93.7%
予防給付	920,067	819,447	89.1%	1,015,082	836,834	82.4%
総給付費	14,027,286	13,396,339	95.5%	14,707,729	13,662,983	92.9%

2. 保健福祉サービスの利用状況

第6期計画期間中の本市の保健福祉サービスに関する利用状況は以下のとおりです。

(1) 保健サービス（健康増進法関係）

①健康教育

生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自ら守る」という認識を高め、健康の保持増進に役立たせることを目的に実施しています。

◆健康教育の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
健康教育 （個別健康教育含む）	137 回	138 回

【現状及び今後の方向性】

市民の関心の高いがんや生活習慣病の予防、及び健康増進に関する内容に加え、運動等の実技も取り入れています。また、口腔や歯科、くすり等、様々な内容で開催しています。医師、歯科医師、薬剤師、保健師、理学療法士、栄養士、健康運動指導士等が講演します。

今後は、さらに内容の充実と参加しやすい教室の運営等市民の意向に沿った健康教育の実施に努めます。

②健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理に役立たせることを目的に実施しています。

◆健康相談の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
健康相談	234 回	290 回

【現状及び今後の方向性】

健康相談は、健康教育開催時や健診実施時等に保健センターや地域で随時実施しているほか、保健センターでは休日以外毎日実施しています。医師、歯科医師、薬剤師、保健師、栄養士等が心身の健康について個別の相談に応じて必要な指導や助言を提供しています。今後も開催回数や専門職の確保、内容の充実と利便性の向上等に努めます。

③がん検診

30 年以上の長きにわたって死亡原因の第 1 位はがんとなっており、罹患数は年々増加しています。初期のがんは自覚症状がないことが多いことから、定期的な検診による早期発見、そして早期治療に結びつけることが大切です。そういったことから、職場等で受診する機会のない一定年齢以上の市民を対象に実施しています。

◆健康診査・検診の実績（受診率）

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
胃がん検診	6.3%	8.8%
子宮がん検診	22.8%	19.5%
肺がん検診	23.3%	22.6%
乳がん検診	25.5%	22.5%
大腸がん検診	21.6%	19.2%

【現状及び今後の方向性】

がん検診は、保健センターや各市民センター等で集団検診として実施しているほか、岸和田市国民健康保険に加入している人を対象に、特定健康診査とがん検診を同時に受診できる集団健診を保健センターや各市民センター等で実施しています。また、市内医療機関においても肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診を実施しており、特定健康診査と同時に受診することができます。

より多くの人に受診していただけるよう、特定の年齢の人に対して個別受診勧奨通知の実施や、20 歳の女性には子宮頸がん検診無料クーポン券、40 歳の女性には乳がん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診を勧奨しています。その他、新聞折込による「健康だより」やがん検診のちらしの個別配布、広報きしわだや市ホームページへの掲載等を通し受診勧奨に努めています。また、医療機関では、土曜日や夜間の受診が可能であり、保健センターでの集団検診においても、日曜日にがん検診を実施することで、受診しやすい環境を整えるよう努めています。

今後も広く受診勧奨を行うとともに、内容の充実と利便性の向上等に努め、各がん検診の受診率向上を目指します。また、精度管理の充実を図り、がんの早期発見、早期治療に結びつくよう努めます。

④機能訓練

疾病、外傷等により心身の機能が低下している人に対し、機能の維持回復を図るために必要な訓練を行い、日常生活の自立への援助や社会参加を促すことにより、介護を要する状態になることを予防することを目的としています。

◆機能訓練の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
機能訓練	57 人	116 人

※健康増進事業対象の 40 歳以上 65 歳未満の被指導延人数を計上

【現状及び今後の方向性】

福祉総合センターにおいて、40 歳以上の外傷、疾病等の後遺症による障害のある人で、日常生活において不自由をきたしている人を対象に週 2 回「身体障害者矯正及び体力維持講座」を開催しています。自力で通うことが困難な人にはタクシー送迎も実施しています。整形外科医や理学療法士・保健師の相談・指導も行っています。

今後も介護保険における介護予防事業との整合性を図りながら、機能訓練を実施し、日常生活の自立への援助や社会参加を促すことにより、介護予防に努めます。

⑤訪問指導

療養上の保健指導が必要な人やその家族に対し、保健師、看護師、理学療法士等が自宅を訪問し、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ることを目的としています。

◆訪問指導の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
訪問指導（実人数）	8 人	0 人

【現状及び今後の方向性】

保健師、看護師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し、生活習慣病予防や介護を要する状態になることを予防する観点から、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行っています。

今後も必要に応じて、訪問指導を行い、心身の機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。

(2) 地域支援事業

1. 介護予防事業

① いきいき百歳体操

高知市で開発された筋力づくり運動で、おもりを使った筋力運動の体操です。継続することで筋力がついて動きやすくなり、転倒や骨折、寝たきり予防が期待できます。椅子に腰をかけ、準備体操、筋力運動、整理体操の3つの運動を行います。住民主体の自主活動で、週1～2回活動する地域にDVDやおもりの無料貸し出し(期限付き)を行っています。

◆いきいき百歳体操の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
実施箇所数	9 箇所	45 箇所
参加実人数	191 人	992 人

【現状及び今後の方向性】

介護保険課専門職による導入期支援（4回）を行い、その後は半年毎に体力測定・介護予防の講話等で継続支援に努めています。

今後も地域包括支援センターと連携しながら、住民主体の通いの場を市内全域に拡大するように引き続き周知・啓発に努めます。

②フレッシュらいふ教室

歯科医師、栄養士、大阪府認知症介護指導者、地域包括支援センター等による、口腔ケアや食生活、認知症予防のための講話や、地域でできる体操や地域資源の紹介を行う事業です。1クール5回、20名程度を対象に、実施しています。

◆フレッシュらいふ教室の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
実施回数	25 回	30 回
参加延人数	342 人	478 人

【現状及び今後の方向性】

各専門職が講義を行い、地域住民に介護予防の正しい知識を啓発しています。地域でできる体操として、いきいき百歳体操を紹介し、教室開催をきっかけに住民主体の通いの場につながる所まで来ています。

今後も各地域包括支援センターと連携しながら、市内各地域で教室を展開していきます。

③二次予防事業対象者把握事業

健康診査や、訪問活動、関係機関からの連絡、要介護認定等により、将来的に要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者（二次予防事業対象者）を把握する事業です。

◆二次予防事業対象者の把握

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
二次予防事業対象者	4,407 人	4,933 人

◆運動器の機能向上教室

保健センターや公共施設等を利用して、運動器の機能向上のための教室を実施する事業です。教室は 18 人程度を対象に、1 クール 12 回、概ね 3 か月間で実施しました。

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
開催回数	48 回	60 回
参加延人数	720 人	598 人

◆個別栄養改善教室

低栄養状態の予防・改善のために、管理栄養士、栄養士による個別または小グループでの相談を行う事業です。面接による相談を 1 回 1～2 人で、1 クール 6 回、概ね 6 か月で実施しました。

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
開催回数	6 回	18 回
参加延人数	12 人	122 人

◆口腔機能向上教室

歯科医師または歯科衛生士等が口腔機能の向上に向けた講義と実習を含めた教室を実施する事業です。13 人程度を対象に 1 クール 6 回、概ね 3 か月間で実施しました。

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
開催回数	12 回	18 回
参加延人数	128 人	125 人

【現状及び今後の方向性】

二次予防事業対象者を把握するため、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて基本チェックリストを郵送にて配布・回収を行いました。回収率は約 90%と高く、二次予防事業対象者の把握が推進されました。

対象となった方へ、各種の予防教室への参加を促し、介護予防の取組みを進めてきました。

今後は、すべての高齢者を対象に、いきいき百歳体操のサポートやフレッシュらいふ教室の開催等、一般介護予防の取組みを進めていきます。

④看護師・保健師等の訪問

閉じこもりや軽度の認知障害、うつ傾向等で通所でのサービスの利用が困難な対象者に、看護師等が訪問して必要な相談を実施する事業です。

◆看護師・保健師等の訪問の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
訪問延人数	16 人	1 人

【現状及び今後の方向性】

看護師等が訪問して必要な相談ケアを実施し、生活支援や社会参加を促しました。

訪問実績は低い状況ですが、今後も必要に応じて地域包括支援センターや主治医等の連携のもと、適切な支援を行っていきます。

⑤街かどデイハウス事業

虚弱な自立高齢者を対象に既存施設を活用し、介護予防と生きがいを図るための事業です。地域のボランティアにより養護サービス、健康チェック、給食サービス、健康増進を目的としたレクリエーション等を実施しています。

◆街かどデイハウス事業の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
整備数	5 箇所	5 箇所

【現状及び今後の方向性】

運動や生活改善等を通じ、運動機能の向上、及び認知症予防を図ることにより、自立した生活機能を維持し、要介護状態になることを防ぐため、市内 5 箇所(平成 29 年度は 4 箇所)で実施しています。地域ボランティアの運営により市民参加型のきめ細やかなサービスを提供するとともに、介護予防プログラムを導入しています。

今後は他の介護予防、高齢者の生きがいを図る事業との調整も進めていきます。

II. 包括的支援事業

①地域包括支援センター

平成 18 年度（2006 年度）包括的支援事業を実施する機関として地域包括支援センターが設置されました。地域における高齢者の実態を的確に把握し、早期に必要なサービス（社会資源）につなぐ総合的なマネジメント機能を持ち、地域社会全体を包括的にケアしていくためのネットワーク拠点として運営されています。また、包括的支援事業以外に介護保険法に基づく予防給付のマネジメント業務も実施しています。

【現状及び今後の方向性】

地域における相談業務も増加し総合的なマネジメントにより、地域社会全体を包括的にケアしていくためのネットワーク拠点として運営されています。また、包括的支援事業以外に介護保険法に基づく予防給付のマネジメント業務や、適正化事業のケアプランチェックも委託により実施しています。

第 7 期計画においても、地域包括ケアの推進に向け、地域包括支援センターを機能強化することにより、適切なケアマネジメントに努めます。

②総合相談支援及び権利擁護業務

・各種相談

高齢者や家族に対する総合的な相談を受け、個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行っています。

・権利擁護業務

高齢者の人権や財産を守る日常生活自立支援事業や成年後見制度等、権利擁護を目的とするサービスや制度を活用し、高齢者の虐待の防止や権利擁護を図っています。

◆総合相談業務・権利擁護業務の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
総合相談	3,289 回	4,189 回
権利擁護業務	283 件	280 件

【現状及び今後の方向性】

地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等による個別援助活動を中心としながら、必要に応じて、日常生活自立支援事業や成年後見制度につなげます。また成年後見制度が必要な場合は、親族等がいない場合に、適切に市長申立てを行い、後見人等には、専門職後見と新たな担い手としての市民後見人を養成し、活動支援を行っていきます。

③包括的・継続的マネジメント支援業務

介護支援専門員、主治医をはじめ地域の様々な関係者が連携し、保健・医療・福祉、その他のサービスを含め、地域における様々な資源を活用し（包括的）途切れることなく（継続的）、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。

【現状及び今後の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、医療機関を含めた関係機関との連携・協力体制の構築、地域でのネットワークの構築に努めています。また、地域の介護支援専門員に対する日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言を行っています。

今後は地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護支援専門員や関係機関との連携を深めながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるよう支援に努めます。

III. 任意事業

①給付費通知

給付額や負担額等の記載をすることにより、給付が適正に行われているかを確認します。また、要介護認定者がサービス利用状況を確認でき、今後の健康管理、ケアプランの作成に役立てる事業です。

◆給付費通知の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
発送件数 （1回当たり平均）	8,934 件/回	9,230 件/回
回数	4 回	4 回

【現状及び今後の方向性】

サービス利用者に対して、給付状況等の内容を確認することにより、適正な給付の確保を図るため、介護給付費の通知を実施しています。サービス利用者から寄せられた架空請求や過剰請求等の情報を受けた場合には、利用者からの的確な事実確認を行うとともに、必要に応じて国保連合会に対して過誤申立等を行います。介護サービス確認用パンフレットを同封することにより、利用者がよりわかりやすいようにしています。

今後も「第4期大阪府介護給付適正化計画」に基づき、介護給付適正化の推進に努めます。

②ケアプランチェック

居宅サービス利用者に係るケアプランの内容とレセプトを精査し、介護支援専門員の資質向上を図り、また、不適切なサービスに対して指導・助言を行う事業です。

◆ケアプランチェックの実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
事業者数	29 事業者	28 事業者
件数	54 件	54 件

【現状及び今後の方向性】

ケアプランチェックを行うことにより、介護支援専門員に気づきを促すとともに、利用者の自由な選択や自立を阻害しないような適正な居宅介護支援を確保します。介護支援専門員の資質向上を図るとともに、真に必要なサービスが提供され居宅サービス事業者等の不正請求及び不適切な報酬算定を将来にわたって防止する目的で進めています。

平成 25 年度から始めた専門職多職種合同で行うケアプランチェックも含め、今後も居宅サービス利用者に係るケアプランの内容の精査に努めます。

③家族介護慰労金支給事業

在宅の重度の高齢者を常に介護している低所得世帯の方の経済的負担を軽減し、当該高齢者の在宅生活の維持、向上を図るために、家族介護慰労金を支給する事業です。

◆家族介護慰労金支給事業の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
利用件数	2 件	3 件
給付額	200,000 円	300,000 円

【現状及び今後の方向性】

慰労金を給付することにより介護者の経済的負担の軽減を図っています。今後は、事業を検証するとともに制度の周知を図り、在宅生活の維持向上に努めます。

④紙おむつ給付事業

在宅の高齢者を常に介護している低所得世帯の経済的負担を軽減し、当該高齢者の在宅生活の継続、向上を図るために、紙おむつ券を給付する事業です。

◆紙おむつ給付事業の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
利用者数	507 人	591 人
延給付件数	3,675 件	4,406 件

給付額	21,449,846 円	25,652,400 円
-----	--------------	--------------

【現状及び今後の方向性】

紙おむつ給付券の給付により、在宅の高齢者を介護している方の経済的負担を軽減し、在宅高齢者等の保健衛生の維持向上を図っています。

今後も、経済的負担の軽減、在宅生活の維持向上を図るため事業の継続に努めます。

⑤家族介護教室

高齢者を介護している家族や将来的に介護予定のある方を対象に、高齢者の健康管理や介護予防、介護方法、介護の体験談や介護保険制度、介護者自身の健康管理等について、講義と実習を行っています。

◆家族介護教室の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
らくらく介護講座 (開催回数)	10 回	10 回
参加延人数	141 人	86 人

【現状及び今後の方向性】

高齢者を介護している家族や将来的に介護予定のある方を対象に、高齢者の健康管理や介護予防、介護方法、介護保険制度、介護者自身の健康管理等について、講義と実習を行っています。特に実習は、口腔編、移動編、排泄編、食事編、清潔編に分けて実施し、好評を得ています。

実施回数は少ないですが、非常に重要な事業なので、今後も実習を取り入れる等工夫をこらして事業の継続に努めます。

⑥介護相談員派遣事業

市長から委嘱された介護相談員が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に訪問し、利用者や家族から介護サービスに関する相談や意見等を聞き、サービス提供事業所と意見交換をしながら問題の改善や介護サービスの質の向上等を図ることを目的とした事業です。

◆介護相談員派遣事業の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
介護相談員数	16 人	16 人
施設数	17 施設	18 施設
訪問回数 (延)	286 回	288 回

【現状及び今後の方向性】

介護相談員は、介護老人福祉施設等に定期的に訪問し、介護サービスを受けている利用者やその家族から、介護サービス等に関する疑問や意見等を聞いたり、相談を受けたりし、サービス提供事業所との橋渡し役を担っています。

今後も、介護サービス利用者の相談に応じるため、訪問施設の増加に努めるとともに、必要な知識や技術の習得の機会を確保し、介護相談員の質の向上を図ります。

⑦住宅改修支援事業

住宅改修に関する相談や情報提供、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成する事業です。

◆住宅改修支援事業の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
利用者数	18 件	13 件

【現状及び今後の方向性】

居宅介護支援（介護予防支援）を受けていない要介護者（要支援者）へ住宅改修支援を行うことにより、在宅生活の支援に努めています。今後も引き続き、ニーズに応じ住宅改修支援事業を継続します。

⑧成年後見制度利用支援事業

成年後見の申立てをする親族がない場合に、市が本人に代わって家庭裁判所に審判の申立てを行います。また、成年後見制度の利用促進のためのパンフレットの作成・配布、説明会・相談会の開催等の広報・普及活動を行います。

◆成年後見制度利用支援事業の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
利用件数	18 件（高齢者）	20 件（高齢者）

【現状及び今後の方向性】

権利擁護検討会議を毎月開催し、成年後見制度が必要な人のケース検討を行い、平成 27 年度（2016 年度）21 件、平成 28 年度（2016 年度）21 件の市長申立てを行いました。平成 23 年度（2011 年度）より市民後見人の養成を実施し、平成 28 年度末現在 35 名がバンク登録、17 名が市民後見人として受任しました。

今後も定期的な連携会議（権利擁護検討会議）をし、親族がない等で成年後見制度が必要な人の市長申立てを行うとともに、市民後見人の養成及び活動支援を継続していきます。

⑨高齢者等に対する生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、自立し、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、生活援助員を派遣して、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する事業です。

◆高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）の実績

	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度
戸数	24 戸	24 戸

【現状及び今後の方向性】

緊急通報システムを設置した高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に、安否確認や相談業務を行う生活援助員を派遣し、援助員室を入居者同士の団らんの場として開放しています。今後もより一層、民生委員・児童委員、老人クラブ等の関係団体との連携を強化し、安否確認や生活相談等の支援を行うための体制づくりを推進します。

今後も継続して事業を行います。

⑩生きがいと健康づくり推進事業

・高齢者趣味の作品展事業

高齢者が作成した日頃の趣味の作品を展示、出品者に出展賞を贈呈する等により、高齢者の生きがいと文化水準の高揚を図る事業です。

・生きがい健康づくり推進事業

校区老人クラブ単位でスポーツ活動や文化的活動を行うことにより、高齢者の生きがいづくり・健康づくりを推進するための事業を行っています。

◆生きがいと健康づくり推進事業の実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
高齢者趣味の作品展	1 回	1 回
生きがい健康づくり 推進事業	23 校区	23 校区
誰もが集えるリビング	38 ヶ所	47 ヶ所

【現状及び今後の方向性】

高齢者の経験と知識を活かすために老人クラブと連携して高齢者が幅広く参加できるスポーツ活動や世代間交流等の活動を行い、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図っています。また、高齢者の趣味の作品を展示する事業の実施により、高齢者の文化水準の向上を図り、生きがいづくり推進を図っています。

今後も、高齢者の生きがいづくり・健康づくり推進のため、事業の継続に努めます。

第4章 第7期計画の重点施策

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むためには、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）のさらなる深化・推進が重要です。

なかでも地域包括支援センターはその中核的な役割を担っているため、高齢者のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートし、供給していくための相談及び支援の体制強化が必要です。

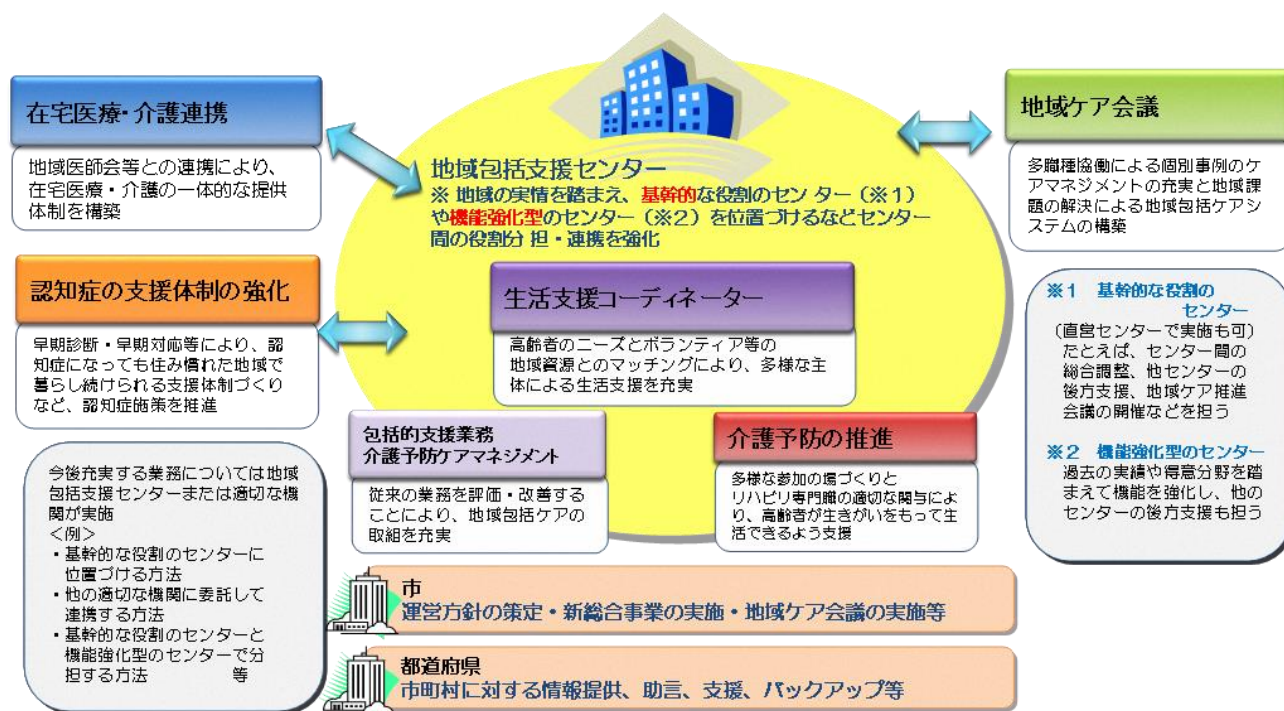
また、地域包括ケアの実現や地域支援事業の効率的な実施のために、地域のネットワークの構築と地域ケアマネジメントの向上が重要となっています。

① 地域包括支援センターとの連携強化

- 市内6圏域の地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。
- 地域包括支援センターが本来機能を十分に発揮できるよう適正な職員配置に努めます。
- 総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント等について適切な実施に努めます。
- 平成37（2025）年度に向け、総合事業や医療と介護の連携事業等にしっかりと取り組みます。
- 積極的に地域への出前講座等を行い、地域包括支援センターの周知・啓発に努め、個別課題、地域課題の解決に取り組みます。
- 地域包括支援センターがより充実した機能を果たすため、市が主体となって「地域包括支援センター事業計画」を策定しており、各センターで圏域・地域特性に応じた独自の取り組みを進めています。今後は実施事業について、センター内での自己評価及び市による評価を行い、さらに質の向上を目指します。
- 基幹型地域包括支援センターは、各センターの後方支援、総合調整等を担っています。今後も役割分担と連携強化を図ります。

主な事業	内容
総合相談支援	支援を必要とする高齢者を把握し、様々な相談を受け、より多職種連携を図りながら、適切なサービスや機関につなげる等高齢者への支援に取組みます。
権利擁護事業	複雑かつ困難な問題を抱えたまま生活している高齢者に対し尊厳ある生活を維持し安心して生活ができるよう、多職種連携を図りながら、専門的・継続的視点からの支援を行います。
介護予防ケアマネジメント	要介護（支援）状態になる可能性の高い高齢者を対象に、より介護予防や、自立支援に注力し、アセスメント、目標設定、モニタリングの実施・評価を行います。
包括的・継続的ケアマネジメント	地域におけるケア体制の深化・推進に向け、地域における自立支援型の地域ケア会議を実施し、多職種の協働により連携し、地域包括ケアの視点を持って、個別課題・地域課題を解決できるよう取組みます。

◆地域包括支援センターの機能強化



②地域包括支援センターの職員の確保と資質の向上への取組み

- 地域包括支援センター職員の適正な配置や研修の機会の確保等に努めます。
- 認知症高齢者、単身・夫婦のみの高齢者世帯の増加等に伴う総合相談支援事業や権利擁護事業等の充実、高齢者虐待への対応等、総合的な相談機能を果たすことができるよう職員のスキルアップに努めます。

主な事業	内容
専門職のスキルアップに向けた取組み	3 職種間の連携会議 専門職研修

③地域ケア会議の開催とケアマネジメント力の向上

- 圏域ごとに地域包括支援センターが核となり、地域における支援が必要な人を把握し、その個別の支援について、多職種、地域住民等の関係者でケース検討会議を実施することにより、お互いの顔の見える関係づくり、個別の支援体制づくりを進めるとともに、地域の課題を抽出して関係者で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発等を行い、地域力を高めていきます。
- 地域包括支援センターが中心となり、社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携のもとに、医療、福祉、生活支援、権利擁護、住宅等のサービス情報の収集や発信を行い、介護支援専門員との連携体制を強化します。
- 今後は、介護予防や自立支援に注力していくため、介護支援専門員への研修、自立支援型会議等を行い、介護支援専門員の意識とケアマネジメント力の向上に努めます。
- 高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備の検討を目的とした地域ケア会議を継続し、定例的な開催に取り組みます。会議の開催にあたっては、医療関係者をはじめとする多職種による検討を進めるため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、リハビリテーション専門職等との連携を強化します。

主な事業	内容
地域ケア会議	自立支援型の地域ケア会議を実施し、個別ケース（困難事例等）を多職種で検討することにより、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援を行うとともに、個別支援の取組みを積み重ねることにより、高齢者を支援する地域のネットワークの構築や、個別課題・地域課題を解決できるよう取組みます。
専門職ネットワーク会議	各日常生活圏域において月 1 回程度専門職の情報共有の場として会議を開催、連携を強化し、地域におけるサロンや介護予防体操等の活動につなげていきます。
地域あんしんネットワーク会議	各日常生活圏域にて年に数回、専門職と地域の様々な立場の人々と会議を持ち、多様な内容について、情報交換、協議することで連携強化を図り、地域の通いの場の充実に取組みます。
高齢者の生活実態の把握	地域包括支援センターを中心として、生活圏域ニーズ調査や介護予防アンケート結果等を分析し、総合事業に反映させることで、地域包括ケアシステムの構築に向け、取組みます。
要支援高齢者等へのサービス提供	介護や支援を要する高齢者を地域で支え、生活全般にわたる支援を行うため、地域包括支援センターを軸に、引き続き、定期的に専門職ネットワーク会議や地域ケア会議の開催、医療と介護の連携等を行い、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた連携強化を図ります。

④地域包括支援センター等に関する情報の公表等

- 地域包括支援センターと地域の住民、介護者、介護事業者、福祉関係者、民間事業者等が地域の情報や資源を共有し、共通の理解のもとに積極的な取組みが進められるよう、普及啓発に努めます。今後はより積極的に地域ケア会議や出前講座等を行うことで、地域や多職種連携を強化していきます。

主な事業	内容
運営協議会への報告	定期的に地域包括支援センター運営協議会を開催し、実施方針、運営計画及び運営状況の報告を行います。またその協議の内容について市ホームページにて公表します。
市民への情報提供	地域包括支援センターの活動等について、パンフレット等を作成し、様々なところで利用し周知を図っていきます。

⑤地域包括支援センターの運営に対する評価

- 地域包括支援センターの運営、実施事業について、明確な目標値を定め、定期的に自己評価及び市による評価を行うことで、地域包括支援センターの体制・機能強化、資質の向上に努めます。

主な事業	内容
定期的な点検と適切な評価	P D C Aサイクルの充実による効果的な運営の継続という観点から、市及び地域包括支援センターは、運営協議会と効果的に連携を行いながら、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切に評価を行います。事業評価のプロセスの明確化、センター自身による自己評価を容易にする共通の自己評価表や市による実地指導を容易に行うためのチェック表の作成等、円滑に評価が行われるよう努めます。

（２）在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展により、医療ニーズが高い後期高齢者が増加すると予測され、医療と介護の連携を推進するとともに、在宅医療ニーズに適切に対応していくことが求められています。特に、入院による急性期の治療・リハビリテーションから、退院後の在宅治療に円滑に移行し、途切れることなく一貫して適切な治療・介護サービスが提供されること、さらには在宅でのターミナルケアへの対応が課題となっています。

①在宅医療の充実

- 医師会や地域包括支援センター等、多職種による在宅医療介護連携拠点会議を開催し、在宅医療推進のための取組みについて検討していきます。
- 自宅でのターミナルケアや慢性疾患の療養等に対応するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して訪問（歯科）医や認知症専門医等の地域の医療情報の収集、大阪府から提供される情報データ等を活用し、より積極的に住民セミナー等を開催する等、住民への周知・普及に努め、かかりつけ医の確保や 24 時間体制で往診する在宅療養支援診療所・在宅療養支援歯科診療所・在宅療養支援病院の充実を図ります。
- 自宅での療養生活を支える訪問看護についても医師会等と連携して在宅医療の充実に努めます。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、医療系サービスを適切に組み合わせたケアプランの作成に関する問題意識の向上を図る取組みや、地域住民に訪問看護サービスの内容等について周知を図る取組みを進めます。

②医療と介護の連携強化

- 連携シートの作成や研修会等を開催し、医療と介護の連携がスムーズに行えるよう、医師会や地域包括支援センター等の関係機関との連携を図ります。
- 在宅での生活を支えるためには、医療情報を適切に取り入れたケアプランの作成が重要になるため、介護支援専門員に対して地域包括支援センターごとに事例検討や研修等を実施し、介護支援専門員のさらなる資質向上に取り組んでいきます。
- 入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供するために、多職種連携セミナーや連携シート作成、暮らしの安心プロジェクト等により、市、地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点機能の中心的役割を果たす医師会等との連携を密にし、在宅医療・介護連携推進事業の新たな取組みについて検討していきます。
- 地域ケア会議等の積極的な開催により、市、地域包括支援センター、在宅医療を担う病院、診療所（かかりつけ医・かかりつけ歯科医）、かかりつけ薬局・薬剤師、栄養士、訪問看護ステーション、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、介護支援専門員、介護事業所等の多職種が必要に応じて、情報を共有しながら、それぞれの役割や機能を分担し、高齢者の在宅療養生活を支えるための連携を強化します。

- 多職種（医療、福祉関係者等）による在宅医療介護連携拠点会議を定期的に開催し、次の事項について実施していきます。

在宅医療・介護連携推進事業

事業	内容
ア. 地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関、介護事業者等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、リスト又はマップを作成、活用する。
イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行う。
ウ. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組みを行う。
エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行う。
オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行う。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者・利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行う。
カ. 医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行う。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行う。
キ. 地域住民への普及啓発	在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。
ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	複数の関係市区町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議する。

(3) 地域支え合い体制の整備

地域において様々な課題を抱える高齢者を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくためには、小学校区・町会・自治会等の身近な圏域はもとより、中学校区等の日常生活圏域や市域などの広域的圏域、さらには各圏域を結ぶ重層的なネットワークの構築が重要となっています。

複合化・複雑化している地域の課題解決のため、制度や分野を超えて地域がつながり、住民の暮らしと生きがいくりのために地域を共に創っていく地域共生社会をめざします。

①担い手の確保と高齢期の生きがいくり

- 分野や組織形態を超えた連携のためのコーディネート機能の拡充や、企業の社会貢献活動の推進等により、新たな市民活動の担い手の発掘と育成を進めます。
- 地域型組織間の連携やリーダーの育成といった市民活動団体の組織基盤の見直しを進めます。
- 総合事業において住民主体のサービスBへの移行を目指すなか、交通や買物をはじめ、住み慣れた地域で暮らしていくことを前提とした市民の生活支援ニーズについて、地域の様々な資源等を活用した対応を検討します。
- 子どもから大人まで、誰もが地域における支えあいについて学び、参加できるよう、多様な福祉教育・社会貢献学習講座等を開催します。また、市民活動サポートセンターが、ボランティアセンターや地域と連携して市民活動を支援する体制を整備していきます。

主な事業	内容
市民懇談会	第4次地域福祉計画の重点プロジェクトとしている市民懇談会の開催により、地域住民や専門機関が福祉活動のしやすい環境づくりの支援をしています。
市民活動サポートセンター	平成29年度より市民活動サポートセンターを設置しています。主要な担い手であったボランティアや市民活動団体といった既存の団体の多くが、高齢化や次世代の担い手の問題を抱える中で、既存の支え合いの在り方だけでなく「コミュニティサービス」の実施を見据えた有償での担い手の確保や、社会福祉法人・企業等の社会貢献の推進、また地域のニーズと人材とをつなぐ役割を果たす機能の設置・育成を推進します。
小地域ネットワーク活動	地域における様々な分野の関係者の参画や、多様な組織間の連携等による助けあいの網の目づくりを推進し、小学校区単位に組織されている地区福祉委員会の基盤整備を進めます。 また、小学校区だけではなく、さらに細かい町会単位でも市民懇談会を開催し、住民主体のまちづくりを推進していきます。
ボランティア活動	入門講座や年齢別・課題別講座を開設する一方、ステップアップ講座を実施しボランティア活動の意欲を醸成するとともに、ボランティアサロン（年間6回）を開催し、ボランティア相互の交流や情報交換を

②「見守り」体制の整備

- 地域包括支援センターが中心となって、医療機関や福祉団体等と連携協力のもと、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）、家族、近隣住民、小地域ネットワーク活動、町会・自治会、社会福祉協議会、ＮＰＯ、ボランティア、介護保険事業者のほか、民間の協力企業等多様な主体が参画したネットワークの整備・充実に取組みます。
- いきいきネット相談支援センターが開催している福祉まるごと相談や、社会福祉協議会の心配ごと相談等、身近に相談できる窓口の周知を推進していきます。
- 見守り活動等によって得られた地域における高齢者の生活実態等をもとに、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）等の関係専門機関と十分に意見や情報の交換を図りつつ、適切な社会的支援を提供していきます。
- 地域ケア会議等、行政・専門職・市民等が参加する会議を通じて関係の構築を図り、専門職同士の日常的な情報共有と連携を図り、安否確認や身近に相談できるネットワークづくりを進めます。
- 市、地域包括支援センターと地域の見守りネットワークを構成する主体が双方向に情報を共有し、対応が必要な事案の「発見」、「相談」、「必要なサービスへのつなぎ」等適切に支援するための体制を引き続き継続していきます。

③生活困窮状態にある高齢者の支援

- 貧困の連鎖の解消を視野に、就労困難者や住宅喪失者を含めた生活困窮者の早期発見や支援を行います。
- 生活困窮状態にある高齢者は、その背景に複合的な要因を抱えていることやいわゆる「制度の狭間」に陥っていることが多いことから、地域包括支援センターや自立相談支援機関をはじめ、地域の様々な支援機関が連携して幅広く対応することが重要となっています。
- そのため、生活困窮状態にある高齢者に対しては、生活困窮者自立支援法に定める各種事業やその他の支援制度に適切につなぐことができるよう、コミュニティソーシャルワーカーと連携し、生活困窮世帯の把握から、支援事業につなげていきます。

④高齢者の孤立死防止の取組み

- 地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）等が、小地域ネットワーク活動等と連携して、見守り活動を行ったり、新聞や電気・水道・ガス業者等とも連携した自殺や孤立を防ぐための地域のネットワークや、要援護者の早期発見や支援等、誰もが地域とつながることのできる見守り体制を充実します。

⑤介護を行う家族への支援

- 働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぐために、介護相談・支援体制の強化をすすめ、介護者の心身の負担の軽減を図ります。

⑥地域福祉計画との調和

- 要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化していることから、要介護者等の生活全般の課題を解決するために、障害者等の福祉に関する施策と連携を図ります。
- 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指します。

(4) 地域における自立した日常生活の支援

介護予防アンケートや2次予防事業の内容を踏まえ、平成29年度から「総合事業」を開始しています。これまでの予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町村事業である地域支援事業に段階的に移行しており、様々な担い手による多様なサービスを展開する観点から、円滑なサービス提供体制の構築に努める必要があります。

また、地域支えあいの担い手として期待される高齢者が、豊かな経験や知識を活かし社会参加することにより、介護予防にもつながることから、地域の支え合い体制の整備を積極的に進めていくことが重要です。

そのためには、地域における資源開発やネットワーク構築などを行うコーディネート機能の充実が不可欠であり、あわせて多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進することにより、生活支援・介護予防の基盤整備を進めていく必要があります。

①介護予防・生活支援サービス事業の実施

- 平成29年度当初からのサービスとして、訪問型サービス、通所型サービスともに、現行相当サービス、緩和型サービスAを実施しています。
- いきいき百歳体操の取組みの拡大に合わせ、短期集中型サービスCを早期に実施し、運動器の機能向上を目指します。
- 住民主体型サービスBについては、地域を回る中で、制度周知とともに地域課題を聴取しながら制度設計し、早期の実施に向け取組めます。

総合事業	内容
訪問型サービス	対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。 ○訪問介護（現行の訪問介護相当の生活援助等） ○訪問型サービスA（緩和した基準による生活援助等） ○訪問型サービスA-2（シルバー人材センターによる生活援助等）
通所型サービス	対象者に対し、機能訓練や集いの場等日常生活上の支援を提供 ○通所介護（現行の通所介護相当の支援等） ○通所型サービスA（緩和した基準によるミニデイや運動等）

②生活支援コーディネーター、協議体の設置

- 多様化するニーズに対応した、より効果的な事業の構築に取り組んでいきます。また、電球交換や買物代行等のインフォーマル・サービスは、地域住民の幅広い互助活動によって支えられる部分が多いため、本市としましては、社会福祉協議会とともに、住民が気軽にかつ継続的に参加できるボランティア活動の仕組みの構築や、NPO・ボランティア等との積極的な共働に取り組めます。
- 生活支援コーディネーターについては、今後各日常生活圏域に配置できるよう取り組んでいきます。また、生活支援コーディネーターを中心とした協議体についても、圏域ごとに設置し、制

度設計に向けた取組みを行います。生活支援コーディネーターや協議体は地域資源の掘り起こしやマッチング等を推進していきます。

名称	内容
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者を配置しています。 今後、地域における生活援助ニーズの高まりに合わせ、生活支援コーディネーターの各圏域への配置を行います。
協議体	市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークを圏域ごとに設置し、制度設計に向けた取組みを行います。

（５）権利擁護の推進

高齢者に対する虐待防止については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）の趣旨を踏まえ、高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護及び養護者（家族等）に対する支援を適切に実施するため、関係機関や民間団体等との連携協力体制を推進する必要があります。

また、高齢化が進むなかで、認知症などにより判断能力が低下した高齢者や金銭管理の補佐が必要な高齢者が増加しています。地域で自立した生活が送れるよう、権利擁護の視点にたった支援が必要になっています。

①高齢者虐待防止のための取組み

- 高齢者虐待の防止、早期発見に努めるとともに、虐待されるおそれのある、もしくは、虐待を受けた高齢者や養護者（家族等）に対する迅速かつ多面的な支援について、市と地域包括支援センター等が中心に関係機関との連携のもと適切に対応します。
- 実務対応者のスキルアップのため、研修の機会を充実させていきます。また、実務者会議の開催等により関係機関との連携を図り、虐待防止ネットワークの強化・充実を推進します。
- 防止・早期発見、被害者への支援を行うため、相談窓口の周知や関係機関との連携とともに、意識啓発を図ります。
- 虐待にあった人の一時保護のための居室を確保し、被虐待者の安全確保を図っていきます。また、保護した後には、関係機関と連携しながら、安心・安全な生活に向けた支援の充実を図ります。

主な事業	内容
高齢者虐待防止ネットワーク	高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議を継続して開催します。 実務者会議の開催等により関係機関との連携を図り、虐待防止ネットワークの強化・充実を推進します。

◆地域見守り関係機関

地域住民や介護保険事業者等から構成され、高齢者との普段の関わりや住民の生活に密着した位置から相談を受けたりするなかで、虐待の防止、早期発見、見守り機能を担い、また、現に発生している高齢者虐待事例にどのように対応するかをチームで検討し、具体的な支援を行っていくための関係機関です。

メンバー	ボランティア連絡会、介護者家族の会「みずの輪」、老人クラブ連合会、人権擁護委員協議会岸和田市地区委員会、民生委員児童委員協議会、介護相談員連絡会、介護保険事業者連絡会、いきいきネット相談支援センター、社会福祉協議会
------	---

◆市関係機関

高齢者虐待に関する情報が、それぞれの部署によって個々に管理・対応することなく、日常的に連携を図り、互いに情報を共有して対応を行うための関係機関です。

メンバー	人権・男女共同参画課、福祉政策課、障害者支援課、生活福祉課、健康推進課、介護保険課
------	---

◆専門機関

保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた専門的な対応を必要とされる場合に協力を得るための関係機関です。警察・消防等の専門機関・専門職や、精神保健分野の専門機関等と連携を図ります。

メンバー	医師会、法務局、警察署、保健所、消防本部、市民病院、消費生活センター
------	------------------------------------

②成年後見制度及び日常生活自立支援事業

- 成年後見制度利用促進基本計画が国で定められたことから、動向に注目しつつ、事業を進めていきます。権利擁護支援会議に参画し、ケースの把握や対応について検討し、関係機関との連携により親族がいない人等の支援や市長申立てを進めていきます。申立費用の負担や後見人の報酬助成等、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 細かな見守り活動を兼ねた新たな後見活動として、市民・行政・民間・司法との協働による市民後見人養成と活動を推進していきます。大阪府社会福祉協議会と連携し、市民後見人の養成、市民後見人バンク登録者のサポート研修等活動しやすい環境の整備に努めます。

2. 認知症高齢者支援策の充実

(1) 認知症への早期発見・早期対応の推進

認知症高齢者を地域で支えるためには、医療と介護の連携による適切な支援が不可欠です。特に、認知症については、早期の発見と対応が重要であるため、関係機関が連携を図りながら、認知症高齢者を支援する体制の確立に取り組む必要があります。

- 新オレンジプランに掲げられている事業の進捗状況の報告、意見交換の場として、2ヵ月に1回、認知症支援関係機関の代表が集まる認知症支援ネットワーク会議を継続して開催します。
- 家族の負担を軽減するための取組みを含め、介護が必要な人や認知症の人を地域で支えるためのしくみづくりを進めます。
- かかりつけ医認知症対応力向上研修を通じて、身近なかかりつけ医における相談対応の向上を図るとともに、必要に応じて専門医に相談できるよう、医療体制の充実を引き続き図ります。
- 地域包括支援センターを地域の総合相談・権利擁護の中心として位置づけ、認知症疾患医療センター、保健所、医療機関等の関係機関との連携を図るほか、困難事例への対応を行う等相談体制の充実を図り、認知症の早期発見・早期対応に努めます。
- 認知症の早期発見に向け、「もの忘れ相談プログラム」を活用した福祉まるごと相談会の実施に加え、認知症の初期症状がある対象者に対する、専門職による認知症初期集中支援チームによる早期対応に努めていきます。
- 認知症ケアパスが広く市民の目に触れるよう、周知していきます。

主な事業	内容
かかりつけ医や専門医との連携	認知症の人や家族を支援するため、地域包括支援センター等が、地域のかかりつけ医と連携して、認知症の早期発見から医療機関への相談、診断、治療へつなぐとともに、専門医との連携も進めていきます。また、介護専門職等、医療と介護の連携を推進していきます。 医療介護連携拠点会議において、多職種連携研修会の開催、病院と介護保険事業所の連携シートの作成等連携強化を継続して、実施します。
初期集中支援チーム	平成29年4月から、認知症初期集中支援チームを設置し、早期対応に努めています。複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえ、観察・評価を行い、本人や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。
認知症地域支援推進員	認知症地域支援推進員は、地域包括支援センターや介護事業所等と連携し、認知症支援ネットワークづくりや、病院との連携を進め、入院している患者の地域での生活に向けた支援体制づくり等を検討します。認知症支援ネットワーク会議を継続して開催し、関係機関との連携を深め、支援の充実を図ります。（市職員が兼務しています。）

（２）認知症に対する理解の促進と支援体制の構築

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増加しています。認知症高齢者ができる限り自立した生活を送り、家族等の負担の軽減を図るためには、認知症に対する正しい理解が地域全体に広まるとともに、認知症の進行に対応したサービスが継続的に提供されることが重要です。

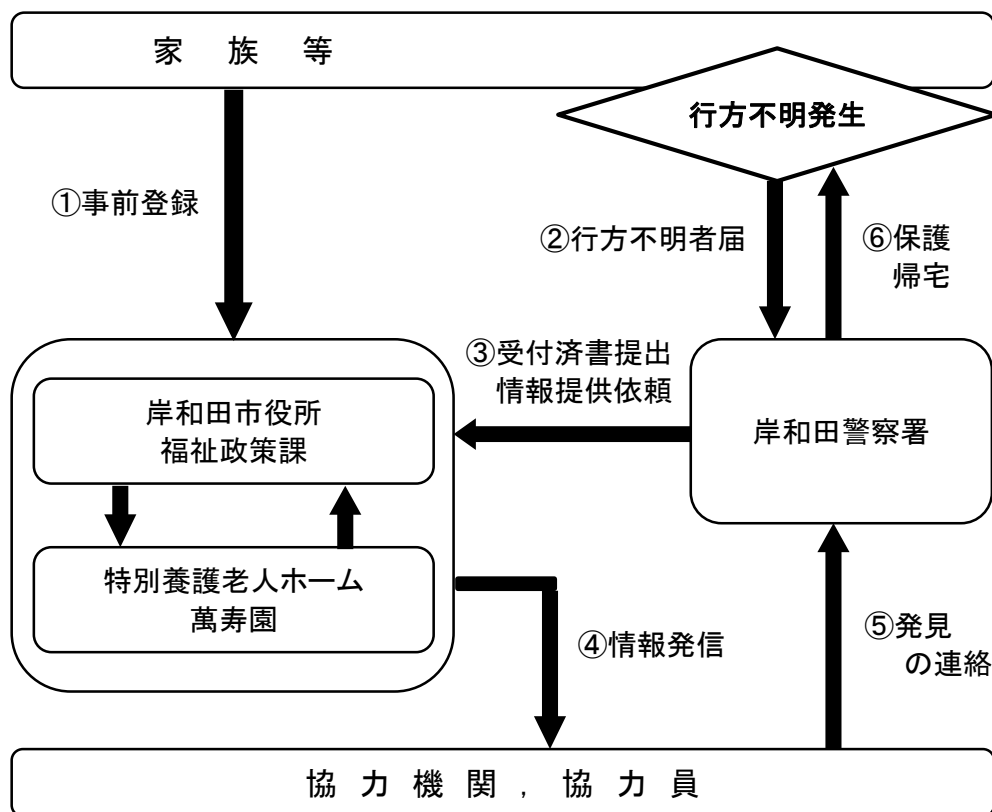
また、地域で認知症高齢者とその家族を支えるためには、見守りネットワーク体制の構築が不可欠であり、関係機関が情報交換や連携を行い、多様な支援を行う必要があります。

- 認知症サポーター養成講座や、専門職対象のサポーター講座、認知症ケア研修、高齢者虐待防止研修等実施し、認知症に対する理解や対応能力の向上に努めます。
- 認知症支援事業の企画調整を担う「認知症支援ネットワーク会議」について、各関係団体の代表者に引き続き参加を依頼し、認知症支援の企画会議として引き続き開催することで、「本人・家族への支援」、「認知症の理解」、「専門職の研修」等の取組みにおける連携を図っていきます。
- 認知症家族の支援として、医療機関等の紹介や認知症に関する情報の提供、徘徊高齢者等見守りネットワークの整備等、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援していきます。
- 地域包括支援センターを中心に、見守りから早期発見・早期診断、適切なケアの提供まで、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）、町会・自治会、ボランティア等の地域資源を活用する等、地域における支援体制の充実に取組みます。
- 環境変化の影響を受けやすい認知症高齢者の特性に配慮し、認知症高齢者が尊厳を保ちながら身近な場所で切れ目のないサービスを継続的に利用できるよう、認知症高齢者グループホーム等、地域密着型サービスの充実に努めます。
- 行政、専門職、企業、地域住民等多くの社会資源が参画した徘徊高齢者等見守りネットワークの整備や広域化の取組みに努めるとともに、警察等関係機関との身元不明者に関する情報交換、その他の連携の強化を進めます。

主な事業	内容
認知症サポーター	地域住民や介護事業所、医療関係、企業等を対象に認知症サポーター講座を継続して実施し、認知症の理解促進、地域の見守り強化を推進していきます。小・中学校等の授業の一環として、認知症サポーター養成講座を取り入れ、福祉教育が受けられる機会を確保していきます。
市民後見人養成及び活動推進	法律や福祉の専門家による成年後見以外に、一般市民を対象とした市民後見養成講座を継続して実施していくとともに、市民後見人が活動できるよう支援体制づくりを継続して実施していきます。大阪府社会福祉協議会と連携し、市民後見人の養成、市民後見人バンク登録者のサポート研修等活动しやすい環境の整備に努めます。
認知症カフェ	認知症の本人や家族が気軽に集まり、相談を受けたり、お互いが悩み等を話し合える場である認知症カフェや地域のサロン等の全日常生活圏域での開催を目指し、地域密着型事業所等を中心とした委託の件数を増

	やします。 また若年性認知症の相談、支援を地域包括支援センター等を中心に関係機関が連携して行い、交流会等を通して地域で安心して暮らし続けられるように進めます。
徘徊高齢者等見守りネットワーク	行方がわからなくなった認知症高齢者の早期発見のためにSOSネットワークを構築し、当該高齢者等の情報を協力機関や協力員に発信し、早期発見を目指していくとともに、見守りできる地域づくりを進めていきます。今後、警察とも連携し、保護された高齢者の情報提供を受け、地域包括支援センター等が対象高齢者を訪問、確認することにより、徘徊の予防につなげていきます。
家族のつどいや、若年認知症の人と家族の交流会の開催	介護者家族の会「みずの輪」と連携し、家族同士の交流を進める家族のつどいを行ったり、若年性認知症の方や介護する家族の交流の場をつくり、情報交換できる場を提供しながら、できるだけ孤立しないように努めていきます。
地域住民等への認知症理解の促進	認知症サポーター養成講座を推進して、地域や家族へ認知症の理解を推進するとともに、専門職を対象にサポーター講座や認知症ケア研修、高齢者虐待防止研修等実施していきます。

◆徘徊高齢者等見守りネットワーク



3. 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり

(1) 住まいとまちづくりに関する施策の推進

高齢化が進むなかで、高齢者が住み慣れた地域で安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくりが重要となっています。

増加する单身や夫婦のみの高齢者世帯のニーズに対応した住まいの確保のため、公的賃貸住宅の的確な供給や、民間賃貸住宅への円滑な入居の支援、また、高齢者住まい法に基づき登録制になったサービス付高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の情報提供を行うとともに、良質なサービスが適切に提供されるよう指導・監督をしていく必要があります。

また、高齢者が安心してまちに出かけられるようバリアフリー化を推進していきます。

① 高齢者の居住の安定確保

- 高齢者の住宅確保に関する相談においては、公的賃貸住宅入居募集状況や、大阪あんしん賃貸支援事業を活用した民間賃貸住宅の情報を提供するとともに、住宅セーフティネット法に基づき居住の安定を図るよう努めていきます。

② 高齢者が安心して暮らせる住まいの整備

- 市営住宅の建て替え時、50 戸に 1 戸以上の割合で福祉住宅(車椅子常用者向特別設計住宅)を整備しています。平成 27 年度 2 戸が整備され、平成 31 年度新たに 2 戸整備予定となっています。
- シルバーハウジング(高齢者世話付住宅)に生活援助員を派遣しています。高齢者の生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、高齢者の生活を支援していきます
- 軽費老人ホームについては、現在市内にケアハウス 3 施設(125 床)、経過的軽費老人ホーム 1 施設(50 床)が整備され、家庭環境や経済的理由により在宅生活が困難になった低所得高齢者のセーフティネットとして重要な役割を担っていることから、適切にサービスが提供されるよう努めるとともに、住まいについて希望する情報が高齢者に届くよう、情報の把握と周知に努めます。
- 高齢者向け住宅におけるサービスが、良質で適切に提供されるよう指導・監督をしていく必要があります。特に、介護保険サービスが提供される場合、ケアプランチェックや指導・監督の実施、介護給付の適正化に取り組むよう努めます。

③ バリアフリー化の促進

- 公共住宅や民間建築物において新築、改築する場合には、関係法令等に基づき、エレベーターやスロープの整備等バリアフリー化を推進しています。
- 市営住宅の空き家改修時、手すりを設置しています(平成 27 年度 10 件、平成 28 年度 9 件)。また、高齢者の居宅における手すりの取り付けや段差の解消等、住宅改修を促進するための相談、支援を実施しています。

- 府や公社・UR 住宅に対して、高齢者に配慮した公共住宅の整備を要望していくとともに、公共住宅等の充実を図ります。
- 高齢者が安心してまちに出かけられるよう「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、高齢者に配慮したまちづくりを推進します。

（２）災害時における高齢者支援体制の確立

ひとり暮らしや高齢者の夫婦のみ世帯が増加するなか、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震や近年多発している局地的な集中豪雨等の災害に対して、支援が必要な高齢者が増加しています。災害時への備えを充実強化するため、高齢者支援体制の確立が課題となっています。

①災害に備えた高齢者に対する支援体制の整備

- 平成 27（2015）年 2 月に策定された「避難行動要支援者支援プラン」に基づき作成した「避難行動要支援者名簿」を、本人同意のもと、町会・自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ配布し、日頃の見守りや声かけ、避難訓練等に活用してもらい、災害時に備えます。（名簿登録者 4,488 名、うち同意者 3,052 名 平成 29 年 3 月現在）
- 平成 27（2015）年 2 月に策定された「福祉避難所ガイドライン」に基づき協定を締結した市内 17 ヶ所の社会福祉施設等が、災害時に避難行動要支援者への適切な支援ができるよう各施設の収容可能状況等を確認する等の体制づくりに取組みます。また、現在指定している施設以外にも新たに福祉避難所を増やす等検討していきます。

②災害時における福祉サービスの継続と関係機関の連携

- 発生が予測される南海トラフ巨大地震等の大規模災害への備えを充実強化するため本市の地域防災計画や地域福祉計画に基づき、高齢者支援体制の構築に取り組めます。
- 介護サービス事業者に対しても、高齢者支援に係るマニュアルの整備等、対応意識の醸成や体制の整備を進めるよう指導に努めます。
- 出前講座等による防災についての啓発活動は、今後も引き続き取り組んでいきます。

4. 介護予防と健康づくりの推進

(1) 介護予防の推進

これからの介護予防の推進にあたっては、従来までの機能訓練を中心とした介護予防ではなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりと高齢者の生活機能の維持を推進するなど、新たな視点にたった介護予防事業を推進する必要があります。

①一般介護予防事業の推進

- 住民運営の通いの場を充実させ人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進しつつ、介護予防の機能強化を図っていきます。

主な事業	内容
介護予防把握事業	介護予防アンケートや2次予防事業の内容を踏まえ、平成29年度から総合事業を開始しています。収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を継続して実施し、内容については、より自主的な介護予防活動につながるよう工夫します。
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を継続して実施し、内容については、より自主的な介護予防活動につながるよう工夫します。
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。より成果指標に基づいた事業評価を検討します。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。今後も、専門職員を中心に、地域リハビリテーション活動支援事業に取り組めます。

②いきいき百歳体操の推進

- 本市は、地域のつながりが従来から強く、既に町会・自治会、老人クラブ、婦人会等住民主体により運営している通いの場が多く、引き続きその充実に努めます。そのためには、通いの場、町会等既存の団体に属していない高齢者が通える場として徒歩15分圏内に「いきいき百歳体操」を取り入れています。平成26(2014)年度「地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業」として取組みを始め、平成29年度は95カ所までの拡大を目標に進めています。近い将来、市域全域に拡大するように、引き続きの周知・啓発に努めます。

主な事業	内容
いきいき百歳体操の普及啓発	筋力強化等機能向上に一定の評価が出ている「いきいき百歳体操」の普及・啓発に努め、地域における活動の実施・継続を支援していきます。平成29年度は95カ所までの拡大を目標に進めています。近い将来、市域全域に拡大するように、引き続きの周知・啓発に努めています。

③自立支援・重度化防止の取組み

- 高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減、悪化の防止に関して、取組むべき施策とその目標を定め、PDCAサイクルに基づいた取組みを行います。

（２）健康づくり・生活習慣病予防の推進

壮・中年期死亡を減少させ、高齢期に活力ある生活を送る（健康寿命の延伸）には、若年期及び壮・中年期における健康づくりや生活習慣病予防が大切です。栄養・食生活の改善、運動・身体活動の習慣化及び禁煙等による健康づくりは介護予防の基礎であることから、「第２次大阪府健康増進計画」の趣旨を踏まえつつ、岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ２次計画・岸和田市食育推進計画の推進に努める必要があります。

①岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ２次計画・岸和田市食育推進計画の推進

- 岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ２次計画・岸和田市食育推進計画の目標達成に向け、地域住民組織、関係機関、及び行政が連携協力を図りながら、個人の取組む健康づくりをバックアップする地域全体の健康づくり運動として推進していきます。

②健康に関する基本的な知識の普及啓発等の拡充

- 岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ２次計画・岸和田市食育推進計画中間評価に基づき、住民ニーズに沿った内容への見直しと充実を図り、正しい生活習慣の確立と栄養・食生活、運動、禁煙等の生活習慣の改善へとつながる知識の普及啓発とともに、地域との連携を深め参加しやすい事業の実施に努めます。また、市ホームページ等様々なチャンネルを通じて積極的に情報の発信を行います。

（３）高齢者の生きがいの推進

少子高齢化が進むなかで、高齢者の生きがいづくりや地域の活性化の観点から高齢者の社会参加が重要となっています。また、高齢者の就労は、高齢者自身の働き続けたいという希望を満たすだけでなく、労働力として経済社会を維持するという意義があります。

①雇用・就業対策推進

- 高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を提供するシルバー人材センターの運営に対する支援に努めます。

主な事業	内容
雇用対策の推進	急速な少子高齢化が進むなか、労働力不足が深刻となり、高齢者も労働の担い手として期待されています。仕事を生きがいとしている高齢者も多く、高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能を就労に活かしながら、社会を支えていく体制づくりが大切です。今後も高齢者が就労による社会参加と生きがいづくりを促進するため、大阪府や関係機関との連携を進め、企業と求職者のマッチングに努めます。
シルバー人材センターの充実	昭和 56(1981)年に設置された公益社団法人岸和田市シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的又はその他軽易な就労の機会を提供し、高齢者の生きがい増進を促進する役割を担ってきました。団塊の世代が定年退職を迎え、高齢化が進むなか、就労を通じた生きがいづくりのため、今後、益々その役割が大きくなります。今後もシルバー人材センターの活用を通じて、働く場の確保に努めます。 総合事業においては、生活援助サービス（訪問型サービス）の提供事業所として地域支援を担っています。

②高齢者の主体的な活動の支援

- 老人クラブやボランティア等様々な団体・グループ等の育成・指導を行っていきます。

③敬老事業の推進

5. 介護サービスの充実と基盤の強化

(1) 介護サービスの基盤整備と質の向上

二十一世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして創設された介護保険制度は、団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会を迎えるにあたり、制度の持続可能性を維持しつつ、医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針に基づき、利用者の視点に立った切れ目のないサービス基盤整備を進めていく必要があります。

①介護サービスの充実

- 高齢化の進展に伴い、24時間対応や医療ニーズの高い要介護者、認知症高齢者等の増加が見込まれます。介護サービスの充実にあたっては、高齢者が主体的に必要なサービスを利用できるよう、日常生活圏域における地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、在宅サービス、施設サービスをどのように充実していくのか、中長期的な視点に立って計画的な基盤整備に努めます。
- サービス利用の動向等介護保険の運営状況を定期的に評価・分析し、住民に対して運営状況を開示することで、介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保します。

主な事業	内容
居宅サービス	市内に現在約400の事業所（予防を除く）が存在し、利用者のニーズに応じ在宅サービスの提供に努めています。
地域密着型サービス	市内に7サービス、25箇所の整備が完了し、今後とも各圏域における利用者のニーズに応じた整備を検討していきます。 また、事業者の指定、独自報酬の設定等については、利用者や被保険者、その他関係者から構成される「地域密着型サービス等運営委員会」の意見を反映させ、公平・公正な運営を確保するよう努めています。
施設サービス	市内に介護老人福祉施設5箇所（313床）、介護老人保健施設3箇所（294床）、介護療養型医療施設2箇所（110床）が整備されています。 介護老人福祉施設への入所希望者が多く、また、他市町の施設への入所も多くみられます。整備にあたっては、中長期的な施設入所希望者の動向や、他市町の整備計画等も確認しつつ検討を行います。また、平成29(2017)年度末に介護療養病床の存続の一部見直しを迎えることから、施設の動向について、引き続き情報収集を行います。

②新たなサービスの検討

- 高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられます。

- 今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた「介護医療院」が創設されます。本施設の基準を満たすことで、病院または診療所から現在の名称を引き継いで転換することができます。
- 現行の介護療養病床の経過措置期間について、平成 35 年度末まで延長されます。

③大阪府保健医療計画及び大阪府地域医療構想との調和

- 平成 26 年（2014 年）の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により医療法が改正され、大阪府においても患者の状態に応じた医療機能の分化・連携や在宅医療の充実等を図るための「大阪府地域医療構想」が策定され、同構想に基づく平成 37 年（2025 年）の介護施設、在宅医療等の追加的必要量を踏まえ、大阪府と市が協議し、第 7 期計画における整合的な整備目標及び見込み量を検討することとなります。本市においても大阪府と協議を行い、平成 37 年（2025 年）における医療ニーズの高い利用者を念頭に置きつつ、整備を行う必要があります。

④介護人材確保の取組み

- ボランティア、NPO や市民後見人の養成に努めていきます。また従来より進めてきた認知症サポーター養成をより推進するなかで、小・中学校等の授業の一環として、認知症サポーター養成講座を取り入れていただき、福祉教育が受けられる機会を確保していきます。
- 福祉・介護サービスの意義や重要性について啓発を進め、福祉・介護の人材確保に努めます。
- 成年後見人等の新たな担い手となる市民後見人について、養成・確保に努めるとともに、市民後見活動のサポートを行います。

(2) 介護保険制度の適正・円滑な運営

適切な要介護認定のため、認定調査では、調査の質の維持、向上に取り組む必要があります。また、公平・公正の観点からも適切な要介護認定の実施が行われるよう、研修等の取組みを進めていく必要があります。

介護給付の適正化については、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ、公平・公正なサービス提供を通じて、介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。本市としても、大阪府の「第4期大阪府介護給付適正化計画」（平成30年～32年）の趣旨を踏まえて実施計画を策定し、着実に取組みを進める必要があります。

①適切な要介護認定の実施

- 認定調査時に、調査対象者の日頃の状態や生活面での困難を的確に説明できる者の同席を求める等、認知症や障害のある方等高齢者一人ひとりの状態を正確に反映できるよう努め、認定調査の特記事項には、心身の状況や障害の特性についての的確に記載するとともに、介護認定審査会においてその記載内容が審査・判定に正しく反映されるよう審査会委員及び認定調査員の研修において周知徹底を図り、公平・公正で適切な要介護認定の実施に努めています。
- 調査票の内容の検証を継続するとともに、調査員への研修等により技術向上を図り、調査の質を確保していきます。

②介護給付適正化の取組み

- 介護給付の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、制度運営の円滑化を推進します。
- 介護サービス事業者が必要なサービスを適切に提供するよう、サービスの質の向上を目指した適正化5事業（認定訪問調査の点検、ケアプランの点検、住宅改修の適正化、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）を柱として実施しています。平成30(2018)年度からの事業実施にあたっては、大阪府が新たに策定する「第4期介護給付適正化計画」に基づく取組みを積極的に推進し、関係機関との連携した事業展開や適正化システム等を活用し、適正化事業を推進していきます。

(3) サービス事業者への指導・助言

保険者の立場から、介護サービス事業者に対して指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、各施策を進めていく必要があります。

また、利用者の状態、生活環境等に応じて、介護保険サービス、在宅医療、NPOなど様々な社会資源によるインフォーマル・サービスを組み合わせた適切なケアマネジメントを行うため、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上が求められています。

①事業者への指導・助言

- 利用者からの相談・苦情があった場合は、必要に応じ事業者からの報告を求めるとともに指導や助言を行うことにより、苦情の解決と適切なサービス及びサービスの質の向上につながるように努めます。
- 指定権者として地域密着型サービス事業者や大阪府から権限移譲をうけた居宅サービス事業者等に対して、大阪府と連携し、引き続きより適切な指導・監査の実施に努めます。
- 介護サービスの質の向上といった観点から、引き続きサービス事業者自らが行う自己評価システムや外部評価としての第三者評価について、事業者に対し導入・受審の働きかけを行い、市民にとって利用しやすいシステムの確立に努めます。

②施設等における虐待防止の取組み

- 引き続き要介護施設従事者による虐待や身体拘束を防止するため、職員のストレス対策、知識・介護技術の向上を図る等、職員の意識改革やサービスの質的向上への支援に取り組めます。

③介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援

- 地域包括支援センターと連携し、困難事例を抱えた介護支援専門員に対する相談対応や、介護支援専門員全体の質の向上を目指したより実践的な研修会や事例検討会の充実に取組むとともに、事業者連絡会とも連携して、事業者間の連携体制を構築し支援していきます。

④個人情報の適切な利用

- 高齢者の権利擁護の取組みの中での収集・提供される個人情報の取扱いについては、関係法令等に従い適切に取り扱われるよう、集団指導・ホームページ等で周知するとともに、実地指導にて利用者及び利用者家族の同意をあらかじめ文書にて得ているかの確認を行います。

(4) 介護サービスの利用者と介護者への支援

高齢者等が適切に事業者を選択し、安心してサービスを利用するためには、多様な情報が周知され、本人が必要なサービスを選択した上で、個々の状況に応じたサービス提供に努める必要があります。また、経済的格差によるサービスの利用しにくさが出ないように、低所得者対策に取り組めます。

また、今後は家族介護が増えることが予想されるため、家族が介護のために仕事を辞めることを防止する取り組みが必要です。サービスの利用にあたって、利用者や介護者が身近な地域で気軽に相談できるよう、関係機関等の連携・協力のもとに相談支援体制を構築する必要があります。

①情報提供の推進

- 広報等への掲載や介護セミナーを定期的に行い、制度の確実な定着が図れるよう趣旨及び内容について周知に努めています。また、広報やパンフレットにて相談機関を紹介しています。
- 市アンケート結果でも制度周知への要望が高いことから、今後も引き続き制度の周知に努めるとともに、広報にあたっては、高齢者や障害者、外国人等に配慮して、できるだけ平易な表現を用いることや拡大文字の使用、外国語表記等多様な状況に応じていきます。

②相談・苦情対応体制の構築

- 圏域ごとに社会福祉協議会・地域包括支援センター・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等が参加し、あんしんネットワーク会議を開催し、地域の困難事例等の解決に向け支援しています。
- 個別支援の相談については、相談が入ってくるルートは様々であり、地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、民生委員や地区福祉委員会等が周知されてきたため、社会福祉協議会や介護保険事業者とともに、地域から入る相談件数が増加しています。今後とも地域との連携を進めるとともに、様々な事業所（水道、ガス、電気、配達関係）等と連携して、地域の要援護者の早期発見、支援に努めます。
- 近隣市町との情報交換会議を活用しながら、窓口等に寄せられた相談・苦情内容を分析し適切な制度運営に努めます。また、利用者の苦情全般に対して、大阪府や大阪府国民健康保険団体連合会等と連携を図りながら、苦情や相談に関する情報の集約・調整を行い、事業者に対する調査、指導助言を行います。
- 相談支援体制の充実を図るため、現在実施している「介護相談員派遣等事業」を活用し充実させていきます。

③低所得者対策の推進

- 現在、本市内のすべての社会福祉法人でこの軽減制度が実施されています。また、生活保護受給者の個室居住費の軽減等の事業について、市としても社会福祉法人利用者に対してチラシ配布による制度の周知を進める等、利用の促進に努めています。

- 制度周知と利用促進に努め、また、施設との連携した取組みを図るとともに、新たな社会福祉法人の開設があった場合には、他の法人同様、軽減制度が実施されるよう働きかけます。
- 世代間、世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現役世代並みの所得のある2割負担者のうち、特に所得の高い人の介護保険負担割合を3割に引き上げます。
- 平成29年8月から、住民税課税対象者が世帯にいる場合の月々の高額介護サービスの利用上限額が引き上げられました。

下記条件に該当した場合	→	下記の見直しが適用されます。
住民税課税対象者が世帯にいる	→	月々の上限額が、 37,200円→44,400円に引き上げ
+		
・世帯にいる65歳以上の方がすべて1割負担者 ・現役並み所得者世帯でない のどちらにも該当	→	年の上限が446,400円 (3年間の経過措置)

④介護離職防止に向けた取組み

- 必要な介護サービスの確保を図るとともに、働く家族に対する相談・支援の充実を図ることで、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎます。

資料編

1. 岸和田市介護保険事業運営等協議会委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等	団体における 役職
大谷 悟	学識経験者（大阪体育大学）	教授
岩井 恵子	学識経験者（関西医療大学）	教授
原田 和明	学識経験者（中部学院大学・豊岡短期大学）	教授
出水 明	岸和田市医師会	理事
木村 正也	岸和田市歯科医師会	会長
杉浦 恵美	岸和田市薬剤師会	副会長
古石 寛治	岸和田市町会連合会	相談役
徳久 貴男	岸和田市社会福祉協議会	事務局長
杉本 充恵	岸和田市民生委員・児童委員協議会	副会長
磯部 輝子	岸和田市老人クラブ連合会	女性部会長
山本 一美	岸和田女性会議	世話人
泉 厚子	公募委員	
鈴木 八恵	公募委員	
和田 裕	介護サービス事業者（居宅サービス）	代表
太下 悦子	介護サービス事業者（施設サービス）	代表
野内 清幸	介護サービス事業者（施設サービス）	代表

2. 策定スケジュール

本計画の策定スケジュールは次のとおりです。

開催日	主な審議内容
平成28年10月27日～ 平成29年3月31日	在宅介護実態アンケート調査の実施
平成28年12月13日～ 平成29年1月13日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
平成29年5月23日	平成29年度第1回岸和田市介護保険事業運営等協議会 ・第7期介護保険事業計画について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告 ・在宅介護実態アンケート調査報告
平成29年9月26日	平成29年度第2回岸和田市介護保険事業運営等協議会 ・平成28年度介護保険事業状況について ・介護保険事業計画について ・第6期事業計画の取組みの現状及び課題 ・介護保険事業の実施状況 ・第7期計画の概要と基本方針
平成29年9月27日	大阪府ヒアリング
平成29年12月1日	平成29年度第3回岸和田市介護保険事業運営等協議会 ・高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画について
平成30年1月4日～ 平成30年2月2日	パブリックコメントの実施
平成30年●月●日	介護報酬改定（単価、額）の発表
平成30年●月●日	平成29年度第4回岸和田市介護保険事業運営等協議会 ・パブリックコメント結果について ・第7期計画最終案の提示
平成30年●月	大阪府との事前協議
平成30年●月	介護保険条例改正
平成30年●月	大阪府との法定協議

第5章 介護保険事業の見込み

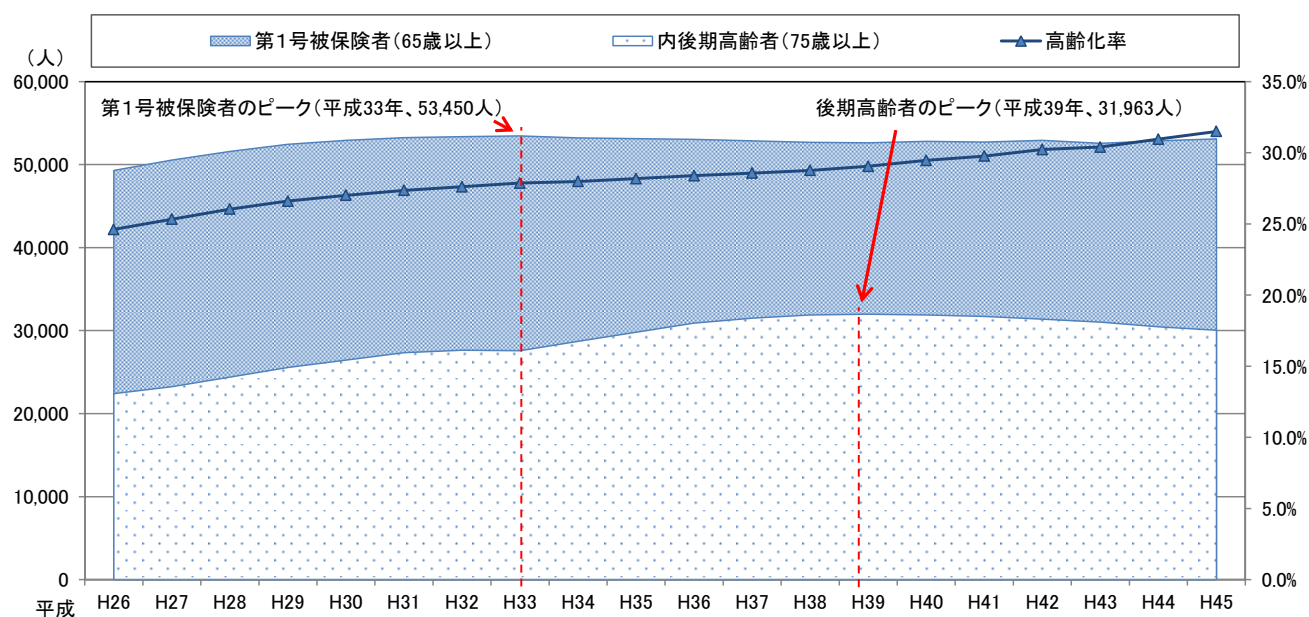
1. 施設整備の考え方

(1) 平成 37 (2025) 年度に向けた方向性

第7期では、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成 37 (2025) 年に向けて、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービス等の地域包括ケアシステムの実現に必要な取組みをより一層発展させていくため、在宅医療・介護連携の推進等の地域支援事業や総合事業に積極的に取組み、保険者である市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進めるための計画とする必要があります。

本市においても、今後の被保険者数の動向、在宅サービスや施設サービスの充実の方向性を踏まえつつ、平成 37 (2025) 年の介護需要やそのために必要となる保険料水準を推計し、その上で、平成 37 (2025) 年に向けた段階的な充実の方針と第7期における具体的な施策を展開していく必要があります。高齢化のピーク等を踏まえ、在宅と施設サービスのバランスに配慮した整備を進めていきます。

◆高齢化のピーク予想



（２）第７期計画における施設整備の考え方

①施設・居住系サービス

ア）整備の方向性

- 第６期に引き続き、第７期以降も平成 37（2025）年度の地域包括ケアシステムの実現を目指し、医療・介護・予防・生活支援・住まいについて連携及び充実を図り、地域での生活の支援を推進してまいります。要介護者の増加に加え、独居世帯や高齢者のみの世帯及び認知症の増加が見込まれる現状から、介護保険施設への入所が真に必要なとされる方の適正な把握にも努め、その必要量を見込んでまいります。
- 現在、本市の介護保険施設におけるユニット化は、854 床中、191 床であり、約 22.4%です。またその内、指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設におけるユニット化は 450 床中、191 床であり、約 42.4%です。平成 37（2025）年度に向け、サービスの質を確保しつつ、ニーズに沿った整備を進めていきます。
- 本市においても有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加しています。それらの施設はバリアフリー化された見守り付きの施設としての役割が期待できます。
第７期においては高齢者の多様な住まいのニーズに応える一類型である特定施設入居者生活介護について、今後も利用者の増加が予想されることから必要量を見込み、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の特定施設への指定も検討してまいります。

イ）第７期計画における施設整備計画

- 第７期計画においては、地域医療構想に基づく病床の機能分化による介護需要の増加や、施設の待機者数などを勘案し、広域型の「介護老人福祉施設」（50 床）を整備します。

②居宅サービス・地域密着型サービス

ア）整備の方向性

- 平成 37（2025）年为目标年次とし、段階的に地域包括ケアシステムの整備を進めるため、第７期計画期間中における整備方針を踏まえ、重度の要介護者の在宅での生活を支えるため、24 時間対応のサービス基盤整備について、検討をしてまいります。

イ）本計画期間中における整備計画

- 第７期計画においては「小規模多機能型居宅介護」２箇所を整備します。

2. 介護サービス必要量及び供給量の見込み

(1) 推計手順

第7期では、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年の地域包括ケアシステムの実現を念頭に置いて整備を進める必要があります。

このため、第7期事業計画におけるサービス量の見込みにあたっては、今後の被保険者数の動向や在宅、施設・居住系のサービスの充実の方向性を踏まえつつ、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までのサービス量を見込んでいます。

手順1. 被保険者数、認定者数の推計

過去の人口推移の実績から、コーホート変化率法を用いて、平成37(2025)年度までの本市の将来推計人口を予測した上で、推計人口と要介護認定者発生率を掛け合わせて、第7期事業計画期間の各年度における要介護認定者数を算出します。

推計のポイント

※最新の認定者の動向を把握するとともに、平成37(2025)年度までの推計を行います。

手順2. 介護保険施設・居住系サービス量の見込み算出

推計された要介護・要支援認定者数見込に対する、施設・居住系サービス利用者数の見込み、過去の利用実績単価、制度改正の影響等を勘案しサービス別事業量を算出します。

推計のポイント

※他市における施設整備の影響や、市の施設居住系サービスの整備方針を反映します。

※大阪府保健医療計画や大阪府地域医療構想との整合性を確保するため、大阪府と協議し、推計しています。

手順3. 在宅(居宅)サービス等の量の見込み算出

要介護・要支援認定者数から施設居住系サービス利用者数の見込みを差し引くことで、在宅サービス対象者数を推計します。

在宅サービス対象者数に、過去のサービス別利用実績(利用率、日数、回数、給付費等)、制度改正の影響を勘案し、在宅サービス等の事業量を推計します。

推計のポイント

居宅サービスのうち、特定施設は手順2で見込みます。

※市の地域密着型サービス等の整備方針を反映します。

※総合事業の実施を踏まえ、介護予防サービスへの影響を考慮し推計しています。

※認知症高齢者の増加や、介護離職防止及び医療ニーズへの対応を考慮し推計しています。

(2) サービス量の見込み

① 居宅サービス

平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度までの利用実績、一人あたりのサービス利用の伸びを踏まえ、平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度におけるサービス量を次のように見込んでいます。

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
介護予防訪問入浴介護	(人/年)	0	0	0
	(回/年)	0	0	0
介護予防訪問看護	(人/年)	1,692	1,728	1,752
	(回/年)	13,169	13,468	13,656
介護予防訪問リハビリテーション	(人/年)	216	228	228
	(回/年)	2,347	2,484	2,484
介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	600	624	624
介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	1,764	1,800	1,836
介護予防短期入所生活介護	(人/年)	48	60	60
	(日/年)	322	444	444
介護予防短期入所療養介護	(人/年)	0	0	0
	(日/年)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	(人/年)	12,828	13,104	13,320
特定介護予防福祉用具販売	(人/年)	228	228	228
介護予防住宅改修	(人/年)	312	324	336
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	108	144	180
介護予防支援	(人/年)	15,480	16,032	16,584

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
訪問介護	(人/年)	41,412	42,276	43,296
	(回/年)	1,245,962	1,275,043	1,310,359
訪問入浴介護	(人/年)	1,584	1,632	1,680
	(回/年)	9,380	9,668	9,953
訪問看護	(人/年)	12,780	13,068	13,416
	(回/年)	109,319	111,821	114,842
訪問リハビリテーション	(人/年)	2,016	2,076	2,112
	(回/年)	24,311	25,037	25,486
居宅療養管理指導	(人/年)	15,612	15,984	16,440
通所介護	(人/年)	26,976	27,564	28,200
	(回/年)	284,842	291,196	298,001
通所リハビリテーション	(人/年)	7,860	8,028	8,232
	(回/年)	70,307	71,831	73,669
短期入所生活介護	(人/年)	3,816	3,936	4,032
	(日/年)	48,859	50,477	51,841
短期入所療養介護	(人/年)	1,152	1,164	1,200
	(日/年)	7,795	7,896	8,118

福祉用具貸与	(人/年)	47,196	48,228	49,464
特定福祉用具販売	(人/年)	720	720	744
住宅改修	(人/年)	696	708	744
特定施設入居者生活介護	(人/年)	2,040	2,460	2,880
居宅介護支援	(人/年)	69,384	70,824	72,540

②地域密着型サービス

平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までの利用実績、一人あたりのサービス利用の伸びを踏まえ、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度におけるサービス量を次のように見込んでいます。

		平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度
介護予防認知症対応型通所介護	(人/年)	24	24	24
	(回/年)	106	106	106
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/年)	120	144	192
介護予防認知症対応型 共同生活介護	(人/年)	0	0	0

		平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	(人/年)	312	336	348
夜間対応型訪問介護	(人/年)	744	756	768
認知症対応型通所介護	(人/年)	1,176	1,236	1,296
	(回/年)	14,078	14,754	15,503
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	600	840	1,080
認知症対応型共同生活介護	(人/年)	1,404	1,404	1,404
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	(人/年)	1,044	1,044	1,044
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	204	240	288
地域密着型通所介護	(人/年)	13,176	13,452	13,752
	(回/年)	121,709	124,338	127,138

※第 7 期計画期間中、地域密着型特定施設入居者生活介護は見込んでいません。

ア) 地域密着型サービスの整備数

地域密着型サービスの平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度における整備数は以下のとおりです。第 7 期計画においては、小規模多機能型居宅介護を 2 事業所整備する予定となっています。

	平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	2
夜間対応型訪問介護	1	1	1
認知症対応型通所介護	6	6	6
小規模多機能型居宅介護	4	6	6
認知症対応型共同生活介護 (ユニット数)	13	13	13
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1

イ) 地域密着型サービスの利用定員総数

◆認知症対応型共同生活介護 (介護予防を含む)

定数 (ユニット数)

	現 状	平成 30 (2018) 年度		平成 31 (2019) 年度		平成 32 (2020) 年度	
		整備数	総数	整備数	総数	整備数	総数
都市中核地域	18 (2)	—	18 (2)	—	18 (2)	—	18 (2)
岸和田北部地域	18 (2)	—	18 (2)	—	18 (2)	—	18 (2)
葛城の谷地域	18 (2)	—	18 (2)	—	18 (2)	—	18 (2)
岸和田中部地域	9 (1)	—	9 (1)	—	9 (1)	—	9 (1)
久米田地域	18 (2)	—	18 (2)	—	18 (2)	—	18 (2)
牛滝の谷地域	36 (4)	—	36 (4)	—	36 (4)	—	36 (4)
計	117 (13)	—	117 (13)	—	117 (13)	—	117 (13)

◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定数 (ユニット数)

	現 状	平成 30 (2018) 年度		平成 31 (2019) 年度		平成 32 (2020) 年度	
		整備数	総数	整備数	総数	整備数	総数
都市中核地域	—	—	—	—	—	—	—
岸和田北部地域	29	—	29	—	29	—	29
葛城の谷地域	29	—	29	—	29	—	29
岸和田中部地域	—	—	—	—	—	—	—
久米田地域	29	—	29	—	29	—	29
牛滝の谷地域	—	—	—	—	—	—	—
計	87	—	87	—	87	—	87

※第 7 期計画期間中、地域密着型特定施設入居者生活介護は見込んでいません。

③施設サービス

従来からの施設利用者の動向に加え、他市町での整備計画等を勘案し推計しています。

(人／年)

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
施設利用者数		10,848	11,760	12,060
	うち要介護 4・5	9,036	9,828	10,104
	うち要介護 4・5 の割合	83.3%	83.6%	83.8%
介護老人 福祉施設	[合計]	5,256	5,856	5,856
	[非転換分] (計画分)	5,256	5,856	5,856
	[介護療養からの転換分]	—	—	—
介護老人 保健施設	[合計]	3,912	3,912	3,912
	[非転換分] (計画分)	3,912	3,912	3,912
	[介護療養からの転換分]	—	—	—
介護療養型 医療施設	[非転換分＋転換分]	1,380	1,380	1,380
	[非転換分]	1,380	1,380	1,380
	[他施設、医療療養への転換分]	—	—	—
介護医療院	[合計]	300	612	912
	[介護療養からの転換分]	—	—	—
	[その他]	300	612	912

3. 地域支援事業の事業量の見込み

平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度における介護予防・日常生活支援総合事業の事業量の見込みは以下のとおりです。

また、包括的支援事業については、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業について、事業内容や事業量の見込みを定めます。

◆介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
① フレッシュらいふ教室（運動・栄養・口腔・認知症）				
	開催回数	30 回	30 回	30 回
② いきいき百歳体操				
	活動箇所数	125 箇所	135 箇所	145 箇所
	参加人数	2,500 人	2,700 人	2,900 人
③ かみかみ百歳体操				
	動箇所数	45 箇所	95 箇所	125 箇所
	参加人数	900 人	1,900 人	2,500 人
④ 街かどデイハウス事業				
	整備数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
⑤ 生きがいと健康づくり推進事業				
	高齢者趣味の作品展	1 回	1 回	1 回
	生きがい健康づくり推進事業	23 校区	23 校区	23 校区

◆包括的支援事業の見込み

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
①地域包括支援センターの運営				
	設置箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
	総合相談支援	3,400 件	3,500 件	3,600 件
	権利擁護業務	350 件	400 件	450 件
	地域ケア会議の開催（圏域全体） ＊個別ケースは必要に応じ随時開催	2 回/圏域	2 回/圏域	2 回/圏域
②在宅医療・介護連携推進事業				
多職種研修	全体	1 回	1 回	1 回
	圏域	1 回/圏域	1 回/圏域	1 回/圏域
住民啓発セミナー	全体	1 回	1 回	1 回
	圏域	1 回/圏域	1 回/圏域	1 回/圏域
出前講座		2 回/圏域	2 回/圏域	2 回/圏域
包括・ケアマネへの支援		2 回/月	2 回/月	2 回/月
医療介護連携拠点会議		1 回/月	1 回/月	1 回/月
③認知症総合支援事業				
認知症初期集中支援チーム の設置		2 チーム	2 チーム	2 チーム
認知症地域支援推進員の配置		1 名	1 名	1 名
認知症サポーター 養成講座	回数	24 回	24 回	24 回
	人数	1,800 人	1,800 人	1,800 人
認知症カフェ		6 箇所	6 箇所	6 箇所
④生活支援体制整備事業				
生活支援コーディネーターの配置		6 人	6 人	6 人
協議体の設置		6	6	6

◆任意事業の見込み

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
①給付費通知				
	発送件数	14,800 件/回	14,800 件/回	14,800 件/回
	回数	2 回	2 回	2 回
②ケアプランチェック				
	事業者数	24 箇所	24 箇所	24 箇所
	件数	48 件	48 件	48 件
③家族介護慰労金支給事業				
	利用件数	5 件	5 件	5 件
	給付額	500,000 円	500,000 円	500,000 円
④おむつ給付事業				
	延べ給付件数	5,500 件	5,750 件	6,000 件
⑤家族介護教室 らくらく介護講座				
	開催回数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
⑥介護相談員派遣事業				
	介護相談員数	16 人	16 人	16 人
	施設数	20 施設	22 施設	24 施設
	訪問回数（延）	288 回	288 回	288 回
⑦住宅改修支援事業				
	理由書の作成	50 件	50 件	50 件
⑧成年後見制度利用支援事業				
		※計画値については必要に応じて対応するため 目標値を定めない。		
⑨高齢者等に対する生活援助員派遣事業				
		24 戸	24 戸	24 戸

資料編

1. 岸和田市介護保険事業運営等協議会委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等	団体における 役職
大谷 悟	学識経験者（大阪体育大学）	元教授
岩井 恵子	学識経験者（関西医療大学）	教授
原田 和明	学識経験者（中部学院大学・大阪成蹊短期大学）	非常勤講師
出水 明	岸和田市医師会	理事
木村 正也	岸和田市歯科医師会	会長
杉浦 恵美	岸和田市薬剤師会	副会長
古石 寛治	岸和田市町会連合会	相談役
徳久 貴男	岸和田市社会福祉協議会	事務局長
杉本 充恵	岸和田市民生委員・児童委員協議会	副会長
磯辺 輝子	岸和田市老人クラブ連合会	女性部会長
山本 一美	岸和田女性会議	世話人
泉 厚子	公募委員	
鈴木 八恵	公募委員	
和田 裕	介護サービス事業者（居宅サービス）	代表
太下 悦子	介護サービス事業者（施設サービス）	代表
野内 清幸	介護サービス事業者（施設サービス）	代表

2. 策定スケジュール

本計画の策定スケジュールは次のとおりです。

開催日	主な審議内容
平成27年10月27日～ 平成29年3月31日	在宅介護実態アンケート調査の実施
平成28年12月13日～ 平成29年1月13日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
平成29年5月23日	平成29年度第1回岸和田市介護保険事業運営等協議会 ・第7期介護保険事業計画について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告 ・在宅介護実態アンケート調査報告
平成29年9月26日	平成29年度第2回岸和田市介護保険事業運営等協議会 ・平成28年度介護保険事業状況について ・介護保険事業計画について ・第6期事業計画の取組みの現状及び課題 ・介護保険事業の実施状況 ・第7期計画の概要と基本方針
平成29年9月27日	大阪府ヒアリング
平成29年12月1日	平成29年度第3回岸和田市介護保険事業運営等協議会 ・高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画について
平成30年1月4日～ 平成30年2月2日	パブリックコメントの実施
平成30年●月●日	介護報酬改定（単価、額）の発表
平成30年●月●日	平成29年度第4回岸和田市介護保険事業運営等協議会 ・パブリックコメント結果について ・第7期計画最終案の提示
平成30年●月	大阪府との事前協議
平成30年●月	介護保険条例改正
平成30年●月	大阪府との法定協議